

		改 正 後	
		(自動車の種類)	
		<p>第二条 法第三条に規定する自動車の区分の基準となる車体の大きさ及び構造並びに原動機の大 きさ(以下この条において「車体の大きさ等」という)は、次の表に定めるとおりとする。</p>	
[略]	自動車の種類	車体の大きさ等	
中型自動車	大型自動車、大型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車以外の自動車、車両総重量が七、五〇〇キログラム以上一、〇〇〇キログラム未満のもの、最大積載量が四、五〇〇キログラム以上六、五〇〇キログラム未満のもの又は乗車定員が一人以上二人以下のもの		
準中型自動車	大型自動車、中型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車以外の自動車、車両総重量が七、五〇〇キログラム以上一、〇〇〇キログラム未満のもの、最大積載量が三、〇〇〇キログラム以上四、五〇〇キログラム未満のもの又は乗車定員が一人以上二人以下のもの		

		改 正 前	
		(自動車の種類)	
		<p>第二条 「同上」</p>	
[同上]	自動車の種類	車体の大きさ等	
中型自動車	大型自動車、大型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車以外の自動車、車両総重量が五、〇〇〇キログラム以上一、〇〇〇キログラム未満のもの、最大積載量が三、〇〇〇キログラム以上六、五〇〇キログラム未満のもの又は乗車定員が一人以上二人以下のもの		
[項を加える。]			

○内閣府令第四十九号  
 道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第三条、第四十五条の二第一項及び第五項、第七十一条の五第一項、第七十一条の六第一項、第八十九条第三項、第九十条第八項、第九十三条第三項、第九十四条第三項、第九十六条の二、第九十七条第四項(同法第百条の二第三項において準用する場合を含む)、第一百一条第三項、第一百一条の七第一項、第二項、第四項及び第五項、第一百零二条第一項から第三項まで、第七項及び第八項、第一百零三条第六項、第一百零四条の三第九項、第一百零四条の四第七項、第一百零六条、第一百七十条の七第一項及び第四項、第一百零八条の二第一項、第一百零四条の六並びに第一百零四条の七、道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号)第三十二条の三第二項、第三十二条の三の二第二項、第三十五条第二項第一号並びに第三項第一号及び第二号、第四十一条の四第四項並びに第十三条第一項並びに道路交通法施行令の一部を改正する政令(平成二十八年政令第二百五十八号)以下「改正政令」という。附則第六条第四項の規定により読み替えて適用する道路交通法施行令第三十二条の三の二第一項及び改正政令附則第七条の規定により読み替えて適用する道路交通法施行令第三十五条第三項第三号の規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十八年七月十五日

内閣総理大臣臨時代理  
 国務大臣 麻生 太郎

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令  
 道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号)の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

普通自動車	車体の大きさ等が、大型自動車、中型自動車、準中型自動車、大型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車又は小型特殊自動車について定められた車体の大きさ等がいずれにも該当しない自動車
備考 [略]	

(初心運転者標識等の表示)

第九条の六 法第七十一条の五第一項から第四項まで及び第七十一条の六第一項から第三項までに規定する標識は、地上〇・四メートル以上一・二メートル以下の位置に前方又は後方から見やすいように表示するものとする。

(初心運転者標識等の様式)

第九条の七 法第七十一条の五第一項及び第二項の内閣府令で定める様式は、別記様式第五の二のとおりとする。

2 法第七十一条の五第三項及び第四項の内閣府令で定める様式は、別記様式第五の二の二のとおりとする。

3 法第七十一条の六第一項及び第二項の内閣府令で定める様式は、別記様式第五の二の三のとおりとする。

4 法第七十一条の六第三項の内閣府令で定める様式は、別記様式第五の二の四のとおりとする。  
(緊急自動車の運転資格の審査)

第十五条の二 令第三十二条の三第一項、同条第二項、第三十二条の三の二第二項、第三十二条の五第一項又は同条第二項に規定する審査は、それぞれ中型自動車、準中型自動車、普通自動車、大型自動二輪車又は普通自動二輪車の緊急用務のための運転に必要な技能について行うものとする。

第十八条 免許申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、免許申請書にそれぞれ当該各号に定める書類を添付(第六号に定める免許証及び旅券については、提示)しなければならない。  
〔一〕六 略

七 令第三十四条の五第一号八、第二号八、第三号八若しくは二又は第六号に該当する者(当該免許試験を行った公安委員会以外の公安委員会の免許を受けようとする者に限る。) 第二十八條の運転免許試験成績証明書

2 [略]  
第十八条の二 次の表の上欄に掲げる種類の免許に係る免許申請者が同表の中欄に掲げる種類の講習を終了した者であるときは、免許申請書に、それぞれ同表の下欄に掲げる種類の第三十八條第十六項の証明書(当該講習を終了した日から起算して一年を経過しないものに限る。)を添付しなければならない。

免許の種類	講習の種類	証明書の種類
[略] 中型自動車免許(以下「中型免許」という。)	第三十八條第四項第一号の中型車講習	中型車講習終了証明書
	第三十八條第八項第一号の応急救護処置講習(一)	応急救護処置講習(一)終了証明書

普通自動車	車体の大きさ等が、大型自動車、中型自動車、大型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車又は小型特殊自動車について定められた車体の大きさ等がいずれにも該当しない自動車
備考 [同上]	

(初心運転者標識等の表示)

第九条の六 法第七十一条の五第一項から第三項まで並びに第七十一条の六第一項及び第二項に規定する標識は、地上〇・四メートル以上一・二メートル以下の位置に前方又は後方から見やすいように表示するものとする。

(初心運転者標識等の様式)

第九条の七 法第七十一条の五第一項の内閣府令で定める様式は、別記様式第五の二のとおりとする。

2 法第七十一条の五第二項及び第三項の内閣府令で定める様式は、別記様式第五の二の二のとおりとする。

3 法第七十一条の六第一項の内閣府令で定める様式は、別記様式第五の二の三のとおりとする。

4 法第七十一条の六第二項の内閣府令で定める様式は、別記様式第五の二の四のとおりとする。  
(緊急自動車の運転資格の審査)

第十五条の二 令第三十二条の三、第三十二条の四、第三十二条の五第一項又は同条第二項に規定する審査は、それぞれ中型自動車、普通自動車、大型自動二輪車又は普通自動二輪車の緊急用務のための運転に必要な技能について行うものとする。

第十八条 [同上]  
〔一〕六 同上

七 令第三十四条の五第一号八、第二号八、第三号八若しくは二又は第五号に該当する者(当該免許試験を行った公安委員会以外の公安委員会の免許を受けようとする者に限る。) 第二十八條の運転免許試験成績証明書

2 [同上]  
第十八条の二 [同上]

免許の種類	講習の種類	証明書の種類
[同上] 中型自動車免許(以下「中型免許」という。)	第三十八條第四項第一号の中型車講習	中型車講習終了証明書
	第三十八條第八項第一号の応急救護処置講習(一)	応急救護処置講習(一)終了証明書

準中型自動車免許(以下「準中型免許」といふ。) 第三十八條第四項第一号の準中型車講習 第三十八條第八項第一号の応急救護処置講習(一)	準中型車講習終了証明書 応急救護処置講習(一) 終了証明書
〔略〕	〔略〕
2 〔略〕 (技能検査)	2 〔略〕 (技能検査)
第十八條の二の三 法第八十九條第三項の検査(以下「技能検査」といふ。)は、当該技能検査を受けようとする者が現に受けている仮免許の区分に応じ、大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車のいずれかの運転について行うものとする。	第十八條の二の三 法第八十九條第三項の検査(以下「技能検査」といふ。)は、当該技能検査を受けようとする者が現に受けている仮免許の区分に応じ、大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車のいずれかの運転について行うものとする。
〔2・3 略〕	〔2・3 略〕
4 第二十二條及び第二十四條(第二項を除くものとし、第一項、第三項、第五項及び第六項の規定にあつては、大型免許、中型免許、準中型免許及び普通免許に係る部分に限る。)の規定は、公安委員会が行う技能検査について準用する。この場合において、第二十四條第三項中「合格基準」とあるのは「基準」と、同条第五項中「技能試験の合格基準」とあるのは「技能検査において自動車の運転について必要な技能を有すると認める基準」と読み替えるものとする。	4 第二十二條及び第二十四條(第一項から第三項まで、第五項及び第六項の規定にあつては、大型免許、中型免許及び普通免許に係る部分に限る。)の規定は、公安委員会が行う技能検査について準用する。この場合において、第二十四條第三項中「合格基準」とあるのは「基準」と、同条第五項中「技能試験の合格基準」とあるのは「技能検査において自動車の運転について必要な技能を有すると認める基準」と読み替えるものとする。
5 〔略〕	5 〔略〕
(免許の保留に係る適性検査の受検等命令)	(免許の保留に係る適性検査の受検等命令)
第十八條の四 〔略〕	第十八條の四 〔略〕
2 法第九十條第八項の内閣府令で定める要件は、免許を保留された者のその理由とされる事由に係る主治の医師(同条第一項第一号の二に該当して免許を保留された者にあつては、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五條の二に規定する認知症(以下単に「認知症」といふ。))に關し専門的な知識を有する医師又は当該事由に係る主治の医師(以下単に「認知症」といふ。))の意見(同項第一号から第二号までに該当しないと認められるかどうかに關する当該医師の意見(同項第一号の二に該当して免許を保留された者にあつては、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに關する当該医師の意見)が記載されているものであることとする。	2 法第九十條第八項の内閣府令で定める要件は、免許を保留された者のその理由とされる事由に係る主治の医師(同条第一項第一号の二に該当して免許を保留された者にあつては、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五條の二に規定する認知症(以下単に「認知症」といふ。))に關し専門的な知識を有する医師又は当該事由に係る主治の医師(以下単に「認知症」といふ。))の意見(同項第一号から第二号までに該当しないと認められるかどうかに關する当該医師の意見(同項第一号の二に該当して免許を保留された者にあつては、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに關する当該医師の意見)が記載されているものであることとする。
(仮免許による運転練習)	(仮免許による運転練習)
第二十一條の二 法第九十六條の二の内閣府令で定める運転の練習は、高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路(交通の著しい混雑その他の理由により運転の練習を行うことが適当でない)と認められる場合における当該道路を除く。において、次の表の上欄に掲げる練習項目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる練習細目について、大型免許を受けようとする者にあつては大型自動車、中型免許を受けようとする者にあつては中型自動車、準中型免許を受けようとする者にあつては準中型自動車、普通免許又は普通第二種免許を受けようとする者にあつては普通自動車、中型第二種免許を受けようとする者にあつては乗車定員三十人以上のバス型の大形自動車、中型第二種免許を受けようとする者にあつては乗車定員十一人以上二十九人以下のバス型の中型自動車により行う練習とする。	第二十一條の二 法第九十六條の二の内閣府令で定める運転の練習は、高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路(交通の著しい混雑その他の理由により運転の練習を行うことが適当でない)と認められる場合における当該道路を除く。において、次の表の上欄に掲げる練習項目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる練習細目について、大型免許を受けようとする者にあつては大型自動車、中型免許を受けようとする者にあつては中型自動車、準中型免許を受けようとする者にあつては準中型自動車、普通免許又は普通第二種免許を受けようとする者にあつては普通自動車、中型第二種免許を受けようとする者にあつては乗車定員三十人以上のバス型の大形自動車、中型第二種免許を受けようとする者にあつては乗車定員十一人以上二十九人以下のバス型の中型自動車により行う練習とする。
練習項目	練習項目
〔略〕	〔略〕
練習細目	練習細目
法第八十五條第十一項の旅客自動車(以下「旅客自動車」といふ。))の運転(大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとする者に限る。) 一 人の乗降のための停車及び発進を安全に行うこと。 二 普通第二種免許を受けようとする者にあつては、転回を安全に行うこと。	法第八十五條第十一項の旅客自動車(以下「旅客自動車」といふ。))の運転(大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとする者に限る。) 一 人の乗降のための停車及び発進を安全に行うこと。 二 普通第二種免許を受けようとする者にあつては、転回を安全に行うこと。

「項を加える。」 〔同上〕	「項を加える。」 〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕
2 〔同上〕 (技能検査)	2 〔同上〕 (技能検査)
第十八條の二の三 法第八十九條第三項の検査(以下「技能検査」といふ。)は、当該技能検査を受けようとする者が現に受けている仮免許の区分に応じ、大型自動車、中型自動車又は普通自動車のいずれかの運転について行うものとする。	第十八條の二の三 法第八十九條第三項の検査(以下「技能検査」といふ。)は、当該技能検査を受けようとする者が現に受けている仮免許の区分に応じ、大型自動車、中型自動車又は普通自動車のいずれかの運転について行うものとする。
〔2・3 同上〕	〔2・3 同上〕
4 第二十二條及び第二十四條(第一項から第三項まで、第五項及び第六項の規定にあつては、大型免許、中型免許及び普通免許に係る部分に限る。)の規定は、公安委員会が行う技能検査について準用する。この場合において、第二十四條第三項中「合格基準」とあるのは「基準」と、同条第五項中「技能試験の合格基準」とあるのは「技能検査において自動車の運転について必要な技能を有すると認める基準」と読み替えるものとする。	4 第二十二條及び第二十四條(第一項から第三項まで、第五項及び第六項の規定にあつては、大型免許、中型免許及び普通免許に係る部分に限る。)の規定は、公安委員会が行う技能検査について準用する。この場合において、第二十四條第三項中「合格基準」とあるのは「基準」と、同条第五項中「技能試験の合格基準」とあるのは「技能検査において自動車の運転について必要な技能を有すると認める基準」と読み替えるものとする。
5 〔同上〕	5 〔同上〕
(免許の保留に係る適性検査の受検等命令)	(免許の保留に係る適性検査の受検等命令)
第十八條の四 〔同上〕	第十八條の四 〔同上〕
2 法第九十條第八項の内閣府令で定める要件は、免許を保留された者のその理由とされる事由に係る主治の医師が作成した診断書であつて、法第九十條第一項第一号から第二号までに該当しないと認められるかどうかに關する当該医師の意見が記載されているものであることとする。	2 法第九十條第八項の内閣府令で定める要件は、免許を保留された者のその理由とされる事由に係る主治の医師が作成した診断書であつて、法第九十條第一項第一号から第二号までに該当しないと認められるかどうかに關する当該医師の意見が記載されているものであることとする。
(仮免許による運転練習)	(仮免許による運転練習)
第二十一條の二 法第九十六條の二の内閣府令で定める運転の練習は、高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路(交通の著しい混雑その他の理由により運転の練習を行うことが適当でない)と認められる場合における当該道路を除く。において、次の表の上欄に掲げる練習項目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる練習細目について、大型免許を受けようとする者にあつては大型自動車、中型免許を受けようとする者にあつては中型自動車、準中型免許を受けようとする者にあつては準中型自動車、普通免許又は普通第二種免許を受けようとする者にあつては普通自動車、中型第二種免許を受けようとする者にあつては乗車定員三十人以上のバス型の大形自動車、中型第二種免許を受けようとする者にあつては乗車定員十一人以上二十九人以下のバス型の中型自動車により行う練習とする。	第二十一條の二 法第九十六條の二の内閣府令で定める運転の練習は、高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路(交通の著しい混雑その他の理由により運転の練習を行うことが適当でない)と認められる場合における当該道路を除く。において、次の表の上欄に掲げる練習項目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる練習細目について、大型免許を受けようとする者にあつては大型自動車、中型免許を受けようとする者にあつては中型自動車、準中型免許を受けようとする者にあつては準中型自動車、普通免許又は普通第二種免許を受けようとする者にあつては普通自動車、中型第二種免許を受けようとする者にあつては乗車定員三十人以上のバス型の大形自動車、中型第二種免許を受けようとする者にあつては乗車定員十一人以上二十九人以下のバス型の中型自動車により行う練習とする。
練習項目	練習項目
〔同上〕	〔同上〕
練習細目	練習細目
法第八十五條第十項の旅客自動車(以下「旅客自動車」といふ。))の運転(大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとする者に限る。) 一 人の乗降のための停車及び発進を安全に行うこと。 二 普通第二種免許を受けようとする者にあつては、転回を安全に行うこと。	法第八十五條第十項の旅客自動車(以下「旅客自動車」といふ。))の運転(大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとする者に限る。) 一 人の乗降のための停車及び発進を安全に行うこと。 二 普通第二種免許を受けようとする者にあつては、転回を安全に行うこと。

(適性試験)  
 第二十三条 自動車等の運転に必要な適性についての免許試験(以下「適性試験」という。)は、次の表の上欄に掲げる科目について行うものとし、その合格基準は、それぞれ同表の下欄に定めることとする。

科目	合格基準
視力	<p>一 大型免許、中型免許、準中型免許、大型自動車仮免許(以下「大型仮免許」という。)、中型自動車仮免許(以下「中型仮免許」という。)、準中型自動車仮免許(以下「準中型仮免許」という。)、牽引免許及び第二種運転免許(以下「第二種免許」という。)に係る適性試験にあつては、視力(万国式試験視力表により検査した視力で、矯正視力を含む。)が両眼で〇・八以上、かつ、一眼でそれぞれ〇・五以上であること。</p> <p>二 原付免許及び小型特殊自動車免許(以下「小型特殊免許」という。)に係る適性試験にあつては、視力が両眼で〇・五以上であること又は一眼が見えない者については、他眼の視野が左右一五〇度以上で、視力が〇・五以上であること。</p> <p>三 前二号の免許以外の免許に係る適性試験にあつては、視力が両眼で〇・七以上、かつ、一眼でそれぞれ〇・三以上であること又は一眼の視力が〇・三に満たない者若しくは一眼が見えない者については、他眼の視野が左右一五〇度以上で、視力が〇・七以上であること。</p>
深視力	<p>大型免許、中型免許、準中型免許、大型仮免許、中型仮免許、準中型仮免許、牽引免許及び第二種免許に係る適性試験にあつては、三桿法の奥行知覚検査器により二・五メートルの距離で三回検査し、その平均誤差が二センチメートル以下であることを。</p>
聴力	<p>一 大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型特殊自動車免許(以下「大型特殊免許」という。)、牽引免許及び第二種免許に係る適性試験にあつては、両耳の聴力(補聴器により補われた聴力を含む。)が一〇メートルの距離で、九〇デシベルの警告器の音が聞こえるものであること。</p> <p>二 一に定めるもののほか、普通免許、準中型仮免許及び普通自動車仮免許(以下「普通仮免許」という。)に係る適性試験にあつては、両耳の聴力が一〇メートルの距離で、九〇デシベルの警告器の音が聞こえるものではないが、法第九十一条の規定により、運転する準中型自動車又は普通自動車の進路と同一の進路及び進路を運転者席の反対側に変更しようとする場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる自動車等を運転者席から容易に確認することができることとなる後写鏡その他の装置(以下「特定後写鏡等」という。)を使用すべきこととする条件を付すことにより、当該準中型自動車又は普通自動車の安全な運転に支障を及ぼすおそれがないと認められること。</p>

(適性試験)  
 第二十三条 [同上]

科目	合格基準
視力	<p>一 大型免許、中型免許、大型自動車仮免許(以下「大型仮免許」という。)、中型自動車仮免許(以下「中型仮免許」という。)、牽引免許及び第二種運転免許(以下「第二種免許」という。)に係る適性試験にあつては、視力(万国式試験視力表により検査した視力で、矯正視力を含む。)が両眼で〇・八以上、かつ、一眼でそれぞれ〇・五以上であること。</p> <p>二 原付免許及び小型特殊自動車免許(以下「小型特殊免許」という。)に係る適性試験にあつては、視力が両眼で〇・五以上であること又は一眼が見えない者については、他眼の視野が左右一五〇度以上で、視力が〇・五以上であること。</p> <p>三 前二号の免許以外の免許に係る適性試験にあつては、視力が両眼で〇・七以上、かつ、一眼でそれぞれ〇・三以上であること又は一眼の視力が〇・三に満たない者若しくは一眼が見えない者については、他眼の視野が左右一五〇度以上で、視力が〇・七以上であること。</p>
深視力	<p>大型免許、中型免許、大型仮免許、中型仮免許、準中型仮免許及び第二種免許に係る適性試験にあつては、三桿法の奥行知覚検査器により二・五メートルの距離で三回検査し、その平均誤差が二センチメートル以下であることを。</p>
聴力	<p>一 大型免許、中型免許、普通免許、大型特殊自動車免許(以下「大型特殊免許」という。)、牽引免許及び第二種免許に係る適性試験にあつては、両耳の聴力(補聴器により補われた聴力を含む。)が一〇メートルの距離で、九〇デシベルの警告器の音が聞こえるものであること。</p> <p>二 一に定めるもののほか、普通免許及び普通自動車仮免許(以下「普通仮免許」という。)に係る適性試験にあつては、両耳の聴力が一〇メートルの距離で、九〇デシベルの警告器の音が聞こえるものではないが、法第九十一条の規定により、運転する普通自動車の進路と同一の進路及び進路を運転者席の反対側に変更しようとする場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる自動車等を運転者席から容易に確認することができることとなる後写鏡(以下「特定後写鏡」という。)を使用すべきこととする条件を付すことにより、当該普通自動車の安全な運転に支障を及ぼすおそれがないと認められること。</p>

2 次の各号のいずれかに該当する者に対し行う適性試験にあつては、前項の規定にかかわらず、色彩識別能力の科目についての試験は、行わないものとする。

〔一・二 略〕

三 大型仮免許、中型仮免許、準中型仮免許又は普通仮免許を受けようとする者で、法第九十七条の二第一項第四号に該当するもの

(技能試験)

第二十四条 自動車の運転に必要な技能についての免許試験(以下「技能試験」という。)は、次の表の上欄に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる項目について行うものとする。

免許の種類	項目
大型免許、中型免許、準中型仮免許及び普通免許	一 道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。以下この表において同じ。)における走行(発進及び停止を含む。) 二 交差点の通行(右折及び左折を含む。以下この表において同じ。) 三 横断歩道の通過 四 方向変換又は縦列駐車
準中型仮免許及び普通仮免許	一 幹線コース及び周回コースの走行 二 交差点の通行 三 横断歩道及び踏切の通過 四 曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行

2 [略]

3 技能試験は、次の各号に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める距離を走行させて行うものとする。ただし、技能試験を受ける者が走行の途中において第五項に定める合格基準に達する成績を得ることができないことが明らかになったときは、当該各号に定める距離の全部を走行させることを要しない。

一 [略]

二 大型免許、中型免許及び準中型免許 五千メートル以上

三 [略]

四 準中型仮免許及び普通仮免許 二千メートル以上

〔五〇七 略〕

4 [略]

5 技能試験の合格基準は、次に定めるとおりとする。

一 [略]

二 第一種免許、準中型仮免許及び普通仮免許に係る技能試験にあつては、七十パーセント以上の成績であること。

三 [略]

2 [同上]

〔一・二 同上〕

三 大型仮免許、中型仮免許又は普通仮免許を受けようとする者で、法第九十七条の二第一項第四号に該当するもの

(技能試験)

第二十四条 [同上]

免許の種類	項目
大型免許、中型免許及び普通免許	一 道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。以下この表において同じ。)における走行(発進及び停止を含む。) 二 交差点の通行(右折及び左折を含む。以下この表において同じ。) 三 横断歩道の通過 四 方向変換又は縦列駐車
普通仮免許	一 幹線コース及び周回コースの走行 二 交差点の通行 三 横断歩道及び踏切の通過 四 曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行

2 [同上]

3 [同上]

一 [同上]

二 大型免許及び中型免許 五千メートル以上

三 [同上]

四 普通仮免許 二千メートル以上

〔五〇七 同上〕

4 [同上]

5 [同上]

一 [同上]

二 第一種免許及び普通仮免許に係る技能試験にあつては、七十パーセント以上の成績であること。

三 [同上]

6 技能試験において使用する自動車は、次の表の上欄に掲げる免許の種類に並び、それぞれ同表の下欄に掲げる種類の自動車とする。ただし、自動車の安全な運転に必要な認知又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなる四輪又は体幹の障害（令第三十八条の二第四項第一号又は第二号に掲げる身体の障害を除く）がある者で法第九十一条の規定による条件を付すことにより自動車の安全な運転に支障を及ぼすおそれがないと認められるものについては技能試験を行う場合又は特別の必要がある場合は次の表に掲げる自動車以外の自動車とすることができる。

	免許の種類	自動車の種類
〔略〕		
中型免許	最大積載量五、〇〇〇キログラム以上の中型自動車で長さが七・〇メートル以上、幅が二・二五メートル以上及び最遠軸距が四・一〇メートル以上のもの	
〔略〕		
〔略〕	最大積載量二、〇〇〇キログラム以上の準中型自動車で長さ四・四〇メートル以上、幅が一・六九メートル以上、最遠軸距が二・五〇メートル以上及び前軸輪距が一・三〇メートル以上のもの	
〔略〕		
大型二輪免許	総排気量〇・七〇リットル以上の大型自動二輪車（運転することができるとらる大型自動二輪車をオートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構（以下「AT機構」という）がとられておりクラッチの操作装置を有しない大型自動二輪車（総排気量〇・六五リットル以下）のもの）及び普通自動二輪車（総排気量〇・六五リットル以下）のものに限り、AT限定大型二輪免許（以下「AT限定大型二輪免許」という）にあつては、総排気量〇・六〇リットル以上の〇・六五リットル以下のものである。	

〔7・8 略〕

〔学科試験〕

第二十五条 自動車等の運転に必要な知識についての免許試験（以下「学科試験」という。）は、択一式又は正誤式の筆記試験又は電子計算機その他の機器を使用して行う試験により行うものとし、その合格基準は、九十八パーセント以上の成績であることとする。

〔試験の一部免除の基準〕

第二十七条 令第三十四条の五第一号ハ、第二号ハ、第三号ハ及び二並びに第六号の内閣府令で定める基準は、第二十四条第五項各号又は第二十五条に定める成績とする。

〔再試験〕

第二十八条の二 第二十二條、第二十三條の二、第二十四条（第二項を除くものとし、第一項、第三項、第五項及び第六項の規定にあつては、準中型免許、普通免許、大型二輪免許及び普通二輪免許に係る部分に限る。）第二十五條及び第二十六條の規定は、公安委員会が行う再試験（法第百條の二第一項の再試験をいう。以下同じ。）について準用する。この場合において、第二十四条第一項中「免許試験（以下「技能試験」とあるのは「再試験（以下「技能再試験」と、同条第三項中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、「合格基準」とあるのは「基準」と、同条第四項中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、同条第五項中「技能試験の合格基準」とあるのは「技能再試験の合格基準」と、同項第二の「技能再試験において免許自動車等（法第七十一条の二第五項の免許自動車等）を安全に運転するために必要な能力を現に有すると認める基準」と、同項第二

6 〔同上〕

	免許の種類	自動車の種類
〔同上〕		
中型免許	最大積載量五、〇〇〇キログラム以上の中型自動車で長さが七・〇メートル以上、幅が二・二五メートル以上及び最遠軸距が四・一〇メートル以上のもの	
〔同上〕		
〔項を加える。〕		
〔同上〕		
大型二輪免許	総排気量〇・七〇リットル以上の大型自動二輪車（運転することができるとらる大型自動二輪車をオートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構（以下「AT機構」という）がとられておりクラッチの操作装置を有しない大型自動二輪車（総排気量〇・六五リットル以下）のもの）及び普通自動二輪車（総排気量〇・六五リットル以下）のものに限り、AT限定大型二輪免許（以下「AT限定大型二輪免許」という）にあつては、総排気量〇・六〇リットル以上の〇・六五リットル以下のものである。	

〔7・8 同上〕

〔学科試験〕

第二十五条 自動車等の運転に必要な知識についての免許試験（以下「学科試験」という。）は、択一式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、九十八パーセント以上の成績であることとする。

〔試験の一部免除の基準〕

第二十七条 令第三十四条の五第一号ハ、第二号ハ、第三号ハ及び二並びに第五号の内閣府令で定める基準は、第二十四条第五項各号又は第二十五条に定める成績とする。

〔再試験〕

第二十八条の二 第二十二條、第二十三條の二、第二十四条（第二項を除くものとし、第一項、第三項、第五項及び第六項の規定にあつては、普通免許、大型二輪免許及び普通二輪免許に係る部分に限る。）第二十五條及び第二十六條の規定は、公安委員会が行う再試験（法第百條の二第一項の再試験をいう。以下同じ。）について準用する。この場合において、第二十四条第一項中「免許試験（以下「技能試験」とあるのは「再試験（以下「技能再試験」と、同条第三項中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、「合格基準」とあるのは「基準」と、同条第四項中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、同条第五項中「技能試験の合格基準」とあるのは「技能再試験の合格基準」と、同項第二の「技能再試験において免許自動車等（法第百條の二第一項の免許自動車等）を安全に運転するために必要な能力を現に有すると認める基準」と、

号中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、同条第六項から第八項までの規定中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、第二十五条中「免許試験（以下「学科試験」という。）」とあるのは「再試験（以下「学科再試験」と、その合格基準」とあるのは「学科再試験において免許自動車等を安全に運転するために必要な能力を現に有すると認める基準」と、第二十六条中「適性試験及び学科試験」とあるのは「学科再試験」と、「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、適性試験又は学科試験のいずれかに合格しなかつた者」とあるのは「学科再試験において免許自動車等を安全に運転するために必要な能力を現に有すると認められなかつた者」と、「他の免許自動車」とあるのは「技能再試験」と読み替えるものとする。

（免許証の更新の申請等）

第二十九条 「155 略」

6 法第百一条第三項の内閣府令で定める者は、法第九十一条の規定により免許に身体の状態に  
 応じた条件（眼鏡等、補聴器又は特定後写鏡等を使用すべきこととするものを除く。）が付され  
 ている者とする。

〔759 略〕

（臨時認知機能検査）

第二十九条の二の四 法第百一条の七第一項の内閣府令で定める場合は、次の各号のいずれかに  
 該当する場合とする。

一 法第百一条の七第一項に規定する政令で定める行為（以下この項において「基準行為」と  
 いう。）をした日の三月前の日以後に免許を受けた場合

二 基準行為をした日の三月前の日以後に法第百二条第一項から第四項までの規定による適性  
 検査（同項の規定によるものがある場合は、当該行為をした者の法第百三条第一項第一号の二  
 に該当することとなつた疑いがあることを理由としたものに限る。）を受けた場合（同項の二  
 項又は法第百二条第一項から第三項まで若しくは第七項ただし書の規定により診断書（同  
 項ただし書の規定により提出するものに限る。）を提出した者、法第百三条第一項第一号の二に  
 該当するかどうかを診断したものに限る。）を提出した場合

三 法第百二条第一項から第四項までの規定による適性検査を受け、又は同条第一項から第三  
 項までの規定により診断書を提出することとされている場合

2 法第百一条の七第二項に規定する書面（次項において「臨時認知機能検査通知書」という。）  
 の様式は、別記様式第十八の六のとおりとする。

3 臨時認知機能検査通知書を送付するときは、配達証明郵便等に付して行うものとする。

4 法第百一条の七第二項の規定による通知を受けた者で、当該通知を受けた日の翌日から起算  
 した期間が一月となる日（以下この項において「特定日」という。）までに認知機能検査を受け  
 ないことについて令第三十七条の六の四各号に掲げるやむを得ない理由のあるものは、特定日  
 後に認知機能検査を受けようとするときは、当該やむを得ない理由のあることを証するに足る  
 書類を公安委員会に提出しなければならない。

（臨時高齢者講習）

第二十九条の二の五 法第百一条の七第四項の内閣府令で定める基準は、次の各号のいずれにも  
 該当することとする。

一 法第百一条の七第三項の規定により受けた認知機能検査（以下この項において「臨時認知  
 機能検査」という。）の結果について次条第一項の式により算出した数値が四十九未満である  
 こと（当該臨時認知機能検査を受けた日の直近において受けた認知機能検査の結果につい  
 て同項の式により算出した数値が四十九未満であつた場合（当該臨時認知機能検査を受けた日  
 後に当該日において受けていた免許の種類と異なる種類の免許を受けた場合を除く。）を  
 除く。）又は臨時認知機能検査の結果について同項の式により算出した数値が四十九以上七十六  
 未満であること（当該臨時認知機能検査を受けた日の直近において受けた認知機能検査の  
 結果について同項の式により算出した数値が七十六未満であつた場合（当該臨時認知機能検査  
 を受けた日以後に当該日において受けていた免許の種類と異なる種類の免許を受けた場合を除  
 く。）を除く。）

同項第二号中「技能試験」を「技能再試験」と、同条第六項から第八項までの規定中「技能試  
 験」とあるのは「技能再試験」と、第二十五条中「免許試験（以下「学科試験」という。）」と  
 あるのは「再試験（以下「学科再試験」という。）」と、その合格基準」とあるのは「学科再試  
 験において免許自動車等を安全に運転するために必要な能力を現に有すると認める基準」と  
 第二十六条中「適性試験及び学科試験」とあるのは「学科再試験」と、「技能試験」とあるのは  
 「技能再試験」と、適性試験又は学科試験のいずれかに合格しなかつた者」とあるのは「学  
 科再試験において免許自動車等を安全に運転するために必要な能力を現に有すると認められな  
 かつた者」と、「他の免許試験」とあるのは「技能再試験」と読み替えるものとする。

（免許証の更新の申請等）

第二十九条 「155 同上」

6 法第百一条第三項の内閣府令で定める者は、法第九十一条の規定により免許に身体の状態に  
 応じた条件（眼鏡等、補聴器又は特定後写鏡等を使用すべきこととするものを除く。）が付され  
 ている者とする。

〔759 同上〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

二 次のいづれにも該当しないこと。

イ 臨時認知機能検査を受けた日以後に当該日において受けていた免許の種類と異なる種類の免許を受けたこと。

ロ 現に受けている免許に係る免許証の有効期間が満了する日の六月前の日(ハにおいて「特定日」という。)以後に臨時認知機能検査を受けたこと。

ハ 特定日前一月以内に臨時認知機能検査を受けたこと。

二 臨時認知機能検査を受けた日以後に法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習を受け、又は法第三十七条の六の二第一号に規定する講習若しくは同条第二号に規定する課程を終了したこと。

ホ 臨時認知機能検査を受けた日以後に認知機能検査を受け、当該認知機能検査の結果について次条第一項の式により算出した数値が七十六(当該臨時認知機能検査を受けた日前の直近において受けた認知機能検査の結果について同項の式により算出した数値が四十九以上七十六未満であつた場合(当該認知機能検査を受けた日以後に当該日において受けていた免許の種類と異なる種類の免許を受けた場合を除く。))にあつては、四十九以上となつたこと。

2 法第百一条の七第五項に規定する書面(次項において「臨時高齢者講習通知書」という。)の様式は、別記様式第十八の七のとおりとする。

3 臨時高齢者講習通知書を送付するときは、配達証明郵便等に付して行うものとする。

4 法第百一条の七第五項の規定による通知を受けた者で、当該通知を受けた日の翌日から起算した期間が一月となる日(以下この項において「特定日」という。)までに法第百八条の二第二項第十二号に掲げる講習を受けようとするときは、当該やむを得ない理由のあるものは、特定日後に法第百八条の二第二項第十二号に掲げる講習を受けようとするときは、当該やむを得ない理由のあることを証するに足る書類を公安委員会に提出しなければならない。

(臨時適性検査等)

第二十九条の三 [1・2 略]

3 法第百二条第一項から第三項までの内閣府令で定める要件は、認知症に関し専門的な知識を有する医師又は同条第一項から第三項までの規定による命令を受けた者のその理由とされる事由に係る主治の医師が作成した診断書であつて、診断に係る検査の結果及び当該命令を受けた者が認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているものであることとする。

4 第二十三条の規定は、法第百二条第五項に規定する適性検査について準用する。この場合において、第二十三条第一項の表聴力の項中「準中型免許、普通免許、準中型仮免許及び普通自動車仮免許(以下「普通仮免許」という。)」とあるのは、「普通自動車対免許(法第七十一条の五第三項の普通自動車対免許をいう。)」と、同表運動能力の項中「付す」とあるのは、「付し、又はこれを変更する」と読み替えるものとする。

5 法第百二条第七項の内閣府令で定める要件は、同条第六項の規定により通知を受けた者のその理由とされる事由に係る主治の医師(法第九十条第一項第一号の二に該当する者であり、又は法第百三条第一項第一号の二に該当することとなつた)と疑う理由があるとして法第百二条第六項の規定により通知を受けた者にあつては、当該事由に係る主治の医師(法第九十条第一項第一号の二に該当することとなつた)と疑う理由があるとして法第百二条第六項の規定により通知を受けた者にあつては、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見)が記載されているものであることとする。

(臨時適性検査)

第二十九条の三 [1・2 同上]

[項を加える。]

3 第二十三条の規定は、法第百二条第五項に規定する適性検査について準用する。この場合において、第二十三条第一項の表聴力の項中「普通免許及び普通自動車仮免許(以下「普通仮免許」という。)」とあるのは、「普通自動車対免許(法第七十一条の五第二項の普通自動車対免許をいう。)」と、同表運動能力の項中「付す」とあるのは、「付し、又はこれを変更する」と読み替えるものとする。

4 法第百二条第七項の内閣府令で定める要件は、同条第六項の規定により通知を受けた者のその理由とされる事由に係る主治の医師が作成した診断書であつて、免許試験に合格した者が法第九十条第一項第一号から第二号までに該当する者でなく、又は免許を受けた者が法第百三条第一項第一号から第三号までに該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているものであることとする。



（免許の効力の停止に係る適性検査の受検等命令）  
**第二十九条の五** 「略」

2 法第九十条第六項の内閣府令で定める要件は、免許の効力の停止を受けた者のその理由とされる事由に係る主治の医師（同条第一項第一号の二に該当して免許の効力の停止を受けた者にあつては、認知症に関し専門的な知識を有する医師又は当該事由に係る主治の医師）が作成した診断書であつて、法第九十条第一号から第三号までに該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見（同条第一号の二に該当して免許の効力の停止を受けた者にあつては、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見）が記載されているものであることとする。

**第三十一条の三** 法第九十条の内閣府令で定める事項は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項とする。

報告する場合	事 項
〔略〕	<p>一 命令を受けた者の生年月日及び性別</p> <p>二 命令に係る免許の種類及び免許を現に受けている者にあつては、免許証番号</p> <p>三 命令の内容</p>
法第九十条第八項又は第九十条第六項の規定による命令をしたとき	<p>一 命令を受けた者の生年月日及び性別 （免許を受けたことがあつては、生年月日及び性別）</p> <p>二 免許を現に受けている者にあつては、免許証番号</p> <p>三 免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該命令を受けた日直前に受けていた免許に係る免許証番号</p> <p>四 命令をした年月日</p>
〔略〕	<p>一 認知機能検査を受けた者の本籍又は国籍等、氏名、生年月日及び性別（免許を受けたことがあつては、生年月日及び性別）</p> <p>二 免許を現に受けている者にあつては、免許証番号</p> <p>三 免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該認知機能検査を受けた日直前に受けていた免許に係る免許証番号</p> <p>四 認知機能検査を受けた年月日</p> <p>五 第二十九条の三第一項に規定するA、B及びCの数値</p>

**第三十三条** 「略」  
 （教習の時間及び方法）

2 現に準中型仮免許又は普通仮免許を受けている者に対する準中型免許に係る教習（次項において「準中型教習」という。）又は普通免許に係る教習（次項において「普通教習」という。）については、前項及び別表第四の規定にかかわらず、基本操作及び基本走行並びに学科（一）を行わないことができる。

3 現に準中型教習を受けている者が当該準中型教習に代えて普通教習を受ける場合には、第一項及び別表第四の規定にかかわらず、普通教習の一部を行わないことができる。この場合において、普通教習の一部を行わないこととしたときは、準中型教習を始めた日に普通教習を始めたものとする。

（免許の効力の停止に係る適性検査の受検等命令）  
**第二十九条の五** 「同上」

2 法第九十条第六項の内閣府令で定める要件は、免許の効力の停止を受けた者のその理由とされる事由に係る主治の医師が作成した診断書であつて、法第九十条第一号から第三号までに該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているものであることとする。

**第三十一条の三** 「同上」

報告する場合	事 項
〔同上〕	<p>一 命令を受けた者の生年月日及び性別</p> <p>二 命令に係る免許の種類及び免許を現に受けている者にあつては、免許証番号</p> <p>三 命令の内容</p>
〔項を加える。〕	<p>一 認知機能検査を受けた者の生年月日及び性別</p> <p>二 免許を現に受けている者にあつては、免許証番号</p> <p>三 免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該認知機能検査を受けた日直前に受けていた免許に係る免許証番号</p> <p>四 認知機能検査を受けた年月日</p> <p>五 第二十九条の三第一項に規定するA、B及びCの数値</p>
〔同上〕	<p>一 認知機能検査を受けた者の本籍又は国籍等、氏名、生年月日及び性別（免許を受けたことがあつては、生年月日及び性別）</p> <p>二 免許を現に受けている者にあつては、免許証番号</p> <p>三 免許を受けていたことがある者にあつては、その者が当該認知機能検査を受けた日直前に受けていた免許に係る免許証番号</p> <p>四 認知機能検査を受けた年月日</p> <p>五 第二十九条の三第一項に規定するA、B及びCの数値</p>

**第三十三条** 「同上」  
 （教習の時間及び方法）

2 現に普通仮免許を受けている者に対する普通免許に係る教習については、前項及び別表第四の規定にかかわらず、基本操作及び基本走行並びに学科（一）を行わないことができる。

〔項を加える。〕

4

略

5 令第三十五条第三項第一号に規定する教習の科目ごとの教習方法の基準は、次に定めるとおりとする。

一 技能教習については、次のとおりとする。

「イ・ロ 略」

ハ 自動車（法第八十五条第二項の規定により当該教習に係る免許について同条第一項の表の区分に従い運転することができない自動車又は法第八十六条第二項の規定により当該教習に係る免許について同条第一項の表の区分に従い運転することができない自動車をいう。以下このハ及びロにおいて同じ。）又は内閣総理大臣の指定する模擬運転装置（以下「模擬運転装置」という。）により教習を行うこと。ただし、大型免許、中型免許、準中型免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る教習のうち、当該免許に定める教習の方法によりこれらと同等の教習効果を超えることができないものとして国家公安委員会規則で定める教習については、この限りでない。

ニ 自動車（大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。以下この号二において同じ。）による教習（内閣総理大臣が指定する無線指導装置（以下「無線指導装置」という。）による教習を除く。）は、単独教習（自動車による教習のうち、当該自動車に、教習指導員のほか、教習を受ける者一人のみが乗車して行うものを用いる。以下この号二において同じ。）により行うこと。ただし、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る教習のうち、複教教習（自動車による教習のうち、当該自動車に、教習指導員のほか、教習を受ける者二人又は三人が乗車して行うものを用いる。以下この号二において同じ。）により単独教習と同等の教習効果を超えることができないものとして国家公安委員会規則で定める教習については、複教教習により行うことができる。

「エ・ト 略」

ホ 大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る教習（国家公安委員会規則で定めるものに限る。）は、運転シミュレーター（模擬運転装置であつて、当該模擬運転装置による教習効果が道路における自動車による教習効果と同等であるものとして国家公安委員会が定める基準に適合するものを用いる。以下同じ。）を使用して行うことができる。

チ 大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許に係る教習のうち、模擬運転装置（運転シミュレーターを除く。）による教習は、基本操作及び基本走行についてのみ行い、かつ、その教習時間は、大型免許、中型免許又は準中型免許に係る教習（準中型免許に係る教習にあつては、現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対するものに限る。）にあつては、一時限を、準中型免許又は普通第二種免許を受けている者に対するものに限る。）にあつては、一時限を、準中型免許に係る教習（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対するものを除く。）にあつては、三時限を、普通免許に係る教習にあつては、二時限（運転することができず普通自動車又はAT機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動車に限る普通免許に係る教習にあつては、一時限）を超えないこと。

リ

中型免許、準中型免許又は普通免許に係る教習のうち、無線指導装置による教習は、基本操作及び基本走行についてのみ行い、かつ、その教習時間は、中型免許に係る教習にあつては、一時限を、準中型免許に係る教習にあつては、四時限（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対するものに限る。）を超えないこと。

ル

大型免許若しくは大型第二種免許又は中型免許若しくは中型第二種免許に係る教習のうち、準中型自動車を使用することによりそれぞれ大型自動車又は中型自動車を使用する教習と同等の教習効果を超えることができるものとして国家公安委員会規則で定める教習については、準中型自動車を使用することができる。

3

同上

4 同上

「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 自動車又は内閣総理大臣の指定する模擬運転装置（以下「模擬運転装置」という。）により教習を行うこと。ただし、大型免許、中型免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る教習のうち、当該免許に定める教習の方法によりこれらと同等の教習効果を超えることができないものとして国家公安委員会規則で定める教習については、この限りでない。

ニ 自動車（大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。以下この号二において同じ。）による教習（内閣総理大臣が指定する無線指導装置（以下「無線指導装置」という。）による教習を除く。）は、単独教習（自動車による教習のうち、当該自動車に、教習指導員のほか、教習を受ける者一人のみが乗車して行うものを用いる。以下この号二において同じ。）により行うこと。ただし、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る教習のうち、複教教習（自動車による教習のうち、当該自動車に、教習指導員のほか、教習を受ける者二人又は三人が乗車して行うものを用いる。以下この号二において同じ。）により単独教習と同等の教習効果を超えることができないものとして国家公安委員会規則で定める教習については、複教教習により行うことができる。

ホ 大型免許、中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る教習（国家公安委員会規則で定めるものに限る。）は、運転シミュレーター（模擬運転装置であつて、当該模擬運転装置による教習効果が道路における自動車による教習効果と同等であるものとして国家公安委員会が定める基準に適合するものを用いる。以下同じ。）を使用して行うことができる。

「エ・ト 同上」

チ 大型免許、中型免許又は普通免許に係る教習のうち、模擬運転装置（運転シミュレーターを除く。）による教習は、基本操作及び基本走行についてのみ行い、かつ、その教習時間は、大型免許又は中型免許に係る教習にあつては、一時限を、普通免許に係る教習にあつては、二時限（運転することができず普通自動車をオートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構が採られておりクラッチの操作装置を有しない普通自動車に限る普通免許に係る教習にあつては、一時限）を超えないこと。

リ 中型免許又は普通免許に係る教習のうち、無線指導装置による教習は、基本操作及び基本走行についてのみ行い、かつ、その教習時間は、中型免許に係る教習にあつては、一時限を、普通免許に係る教習にあつては、三時限を超えないこと。

「同上」

「号の細分を加える。」

カ) 大型免許若しくは大型第二種免許、中型免許若しくは中型第二種免許又は準中型免許に  
係る教習のうち、普通自動車を使用して行うことによりそれぞれ大型自動車、中型自動車  
又は準中型自動車を使用する教習と同等の教習効果をあげることができるとして国家  
公安委員会規則で定める教習については、普通自動車を使用することができる。

ク) 準中型免許に係る教習のうち、普通自動車を使用しなければ教習効果をあげることがで  
きないものとして国家公安委員会規則で定める教習については、普通自動車を使用して行  
うこと。

コ) 大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普  
通第二種免許に係る応用走行は、運転シミュレーターによる教習その他道路において行う  
ことが交通の妨害となるおそれがあるか、又は自動車教習所のコースその他の設備におい  
て行うことにより道路において行う教習と同等の教習効果をあげることができるとして  
国家公安委員会規則で定める教習を行う場合を除き、道路において行うこと。

ク) 夕の規定により道路において行う場合を除き、自動車教習所のコースその他の設備にお  
いて行うこと。

ク) 基本操作及び基本走行の最後の教習時限においてその教習効果の確認を行い、その成績  
が良好な者についてのみ応用走行を行うこと。この場合において、大型免許、中型免許、  
準中型免許又は普通免許に係る応用走行は、当該確認を行った日の翌日以後の日に行うこ  
と。

ク) 大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型特殊免許(カタピラを有する大型特  
殊自動車のみ)に係る大型特殊免許を除く。大型二輪免許、普通二輪免許、大型第二種免  
許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る応用走行は、学科(一)を修了した者について  
のみ行うこと。

ク) 大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許、大型第二  
種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る教習にあつては九月以内に、その他第二  
種免許については三月以内に修了すること。

ク) 二 学科教習については、次のとおりとする。

イ) 略

ロ) 第一種免許に係る教習は第一種免許に係る教習指導員(準中型自動車を運転することが  
できる免許(仮免許を除く。))及び普通自動二輪車を運転することができている免許を現に受  
けている者(免許の効力を停止されている者を除く。))に限る。が、第二種免許に係る教習は第  
二種免許に係る教習指導員(大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を現  
に受けている者(免許の効力を停止されている者を除く。))に限る。が行うこと。

ハ) 略

ト) 前号ナに定める期間内に修了すること。

ク) 大型免許若しくは大型第二種免許又は中型免許若しくは中型第二種免許に係る教習のう  
ち、普通自動車を使用して行うことによりそれぞれ大型自動車又は中型自動車を使用する  
教習と同等の教習効果をあげることができるとして国家公安委員会規則で定める教習  
については、普通自動車を使用することができる。

ク) 〔号の細分を加える。〕

ク) 〔同上〕

ク) 〔同上〕

ク) 大型免許、中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許  
に係る応用走行は、運転シミュレーターによる教習その他道路において行うことが交通の  
妨害となるおそれがあるか、又は自動車教習所のコースその他の設備において行うこと  
により道路において行う教習と同等の教習効果をあげることができるとして国家公安委  
員会規則で定める教習を行う場合を除き、道路において行うこと。

ク) 夕の規定により道路において行う場合を除き、自動車教習所のコースその他の設備にお  
いて行うこと。

ク) 基本操作及び基本走行の最後の教習時限においてその教習効果の確認を行い、その成績  
が良好な者についてのみ応用走行を行うこと。この場合において、大型免許、中型免許又  
は普通免許に係る応用走行は、当該確認を行った日の翌日以後の日に行うこと。

ク) 大型免許、中型免許、普通免許、大型特殊免許(カタピラを有する大型特殊自動車のみ  
に係る大型特殊免許を除く。)、大型二輪免許、普通二輪免許、大型第二種免許、中型第二  
種免許又は普通第二種免許に係る応用走行は、学科(一)を修了した者についてのみ行うこ  
と。

ク) 大型免許、中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許、大型第二種免許、中  
型第二種免許又は普通第二種免許に係る教習にあつては九月以内に、その他の自動車につい  
ての教習にあつては三月以内に修了すること。

ク) 二 学科教習については、次のとおりとする。

イ) 〔同上〕

ロ) 第一種免許に係る教習は第一種免許に係る教習指導員(中型自動車を運転することがで  
きる免許(仮免許を除く。))及び普通自動二輪車を運転することができている免許を現に受  
けている者(免許の効力を停止されている者を除く。))に限る。が、第二種免許に係る教習は第  
二種免許に係る教習指導員(大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を現  
に受けている者(免許の効力を停止されている者を除く。))に限る。が行うこと。

ハ) 略

ト) 前号ツに定める期間内に修了すること。

ト) 〔同上〕

(技能検定)

第三十四条 [略]

2 卒業検定は、次に定めるところにより行うものとする。

一 前条第五項第一号ナに定める期間内に技能教習及び学科教習を修了した者で、これらの教習を修了した日から起算して三月を経過していないものに限り行うこと。

【一・三 略】

3 修了検定は、次に定めるところにより行うものとする。

一 前条第五項第一号ナに定める期間内において、基本操作及び基本走行の技能教習並びに学科(一)の学科教習を修了した者に限り行うこと。

【一・三 略】

四 修了証明書を有する者が仮免許を受けた後に令第三十九条の三第二号から第四号までの基準に該当して当該仮免許を取り消された場合については、その者が更に前条第五項第一号ナに定める期間内に、その者の自動車の運転に関する技能又は知識の修得状況に応じた三時限以上の技能教習及び一時限以上の学科教習を受けた後でなければ次の修了検定を行わないこと。

(指定前における教習の基準)

第三十四条の三 令第三十五条第三項第二号の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする

一 教習の科目及び教習の科目ごとの教習時間の基準は、第三十三条第一項から第四項までに定めるとおりとする。

二 技能教習の方法については、第三十三条第五項第一号の規定を準用する。この場合において、同号ロ中「当該教習に係る免許に係る教習指導員」とあるのは「指定前技能教習指導員」と、「それぞれ大型第二種免許」とあるのは「それぞれ大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許に係る教習指導員資格者証の交付を受け、かつ、大型第二種免許」と、「一に限る」とあるのは「のうちから技能教習を行う者として選任された者をいう」と、同号ロ中「教習指導員」とあるのは「指定前技能教習指導員」と読み替えるものとする。

三 学科教習の方法については、第三十三条第五項第二号の規定を準用する。この場合において、同号ロ中「第一種免許に係る教習は第一種免許に係る教習指導員(準中型自動車運転することができ、仮免許を除く)及び普通自動車運転することができ、免許を現に受けている者(免許の効力を停止されている者を除く)に限る」とあるのは「第二種免許に係る教習は第二種免許に係る教習指導員」とあるのは「大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る教習は、大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者」と、同号ロ中「一口に定める者」とあるのは「大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者(大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る教習にあつては、第三十四条の三第一項第三号において読み替えて準用する者に限る。)」と、同号ト中「前号ナ」とあるのは「第三十四条の三第一項第二号において読み替えて準用する第三十三条第五項第一号ナ」と読み替えるものとする。

2

〔略〕

(国外運転免許証の交付)

第三十七条の八 法第七十七条の七第一項の内閣府令で定める区分は、次の表に掲げるとおりとする。

国外運転免許証の申請者が現に受けている免許の種類	国外運転免許証で運転することができる自動車等の種類
--------------------------	---------------------------

(技能検定)

第三十四条 [同上]

2 [同上]

一 前条第四項第一号ツに定める期間内に技能教習及び学科教習を修了した者で、これらの教習を修了した日から起算して三月を経過していないものに限り行うこと。

【一・三 同上】

3 [同上]

一 前条第四項第一号ツに定める期間内において、基本操作及び基本走行の技能教習並びに学科(一)の学科教習を修了した者に限り行うこと。

【一・三 同上】

四 修了証明書を有する者が仮免許を受けた後に令第三十九条の三第二号から第四号までの基準に該当して当該仮免許を取り消された場合については、その者が更に前条第四項第一号ツに定める期間内に、その者の自動車の運転に関する技能又は知識の修得状況に応じた三時限以上の技能教習及び一時限以上の学科教習を受けた後でなければ次の修了検定を行わないこと。

(指定前における教習の基準)

第三十四条の三 [同上]

一 教習の科目及び教習の科目ごとの教習時間の基準は、第三十三条第一項から第三項までに定めるとおりとする。

二 技能教習の方法については、第三十三条第四項第一号の規定を準用する。この場合において、同号ロ中「当該教習に係る免許に係る教習指導員」とあるのは「指定前技能教習指導員」と、「それぞれ大型第二種免許」とあるのは「それぞれ大型免許、中型免許又は普通免許に係る教習指導員資格者証の交付を受け、かつ、大型第二種免許」と、「一に限る」とあるのは「のうちから技能教習を行う者として選任された者をいう」と、同号ロ中「教習指導員」とあるのは「指定前技能教習指導員」と読み替えるものとする。

三 学科教習の方法については、第三十三条第四項第二号の規定を準用する。この場合において、同号ロ中「第一種免許に係る教習は第一種免許に係る教習指導員(中型自動車運転することができ、仮免許を除く)及び普通自動車運転することができ、免許を現に受けている者(免許の効力を停止されている者を除く)に限る」とあるのは「第二種免許に係る教習は第二種免許に係る教習指導員」とあるのは「大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る教習は、大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者」と、同号ロ中「一口に定める者」とあるのは「大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者(大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る教習にあつては、第三十四条の三第一項第三号において読み替えて準用する者に限る。)」と、同号ト中「前号ツ」とあるのは「第三十四条の三第一項第二号において読み替えて準用する第三十三条第四項第一号ツ」と読み替えるものとする。

2

〔同上〕

(国外運転免許証の交付)

第三十七条の八 [同上]

国外運転免許証の申請者が現に受けている免許の種類	国外運転免許証で運転することができる自動車等の種類
--------------------------	---------------------------

中型免許	中型車講習	第一欄(種類)	第二欄(講習)	第三欄(講習事項)	第四欄(講習方法)
大型免許	大型車講習	第一欄(種類)	第二欄(講習)	第三欄(講習事項)	第四欄(講習方法)
<p>3 第三十八条 「1・2 略」</p> <p>法第百八条の二第一項第三号に掲げる講習は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三 あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて行い、かつ、その方法は、教本、自動車等、運転シミュレーター、運転適性検査器材、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。</p> <p>「四・六 略」</p> <p>4 法第百八条の二第一項第四号に掲げる講習は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>一 次の表の第一欄に掲げる受けようとする免許の種類に応じ、同表の第二欄に掲げる講習に区分して行うこととし、それぞれ、同表の第三欄に掲げる講習事項について、同表の第四欄に掲げる講習方法により行うこと。ただし、講習を受けようとする者が準中型免許を受けようとする者であつて、現に普通免許を受けているものであるときは、その者の講習は、同表の準中型免許の項第三欄第一号から第三号までに掲げる講習事項(同欄第一号に掲げる講習事項にあつては、貨物自動車(専ら貨物を運搬する構造の自動車)をいう。以下この項において同じ。)に係るものに限る。)について、同項第四欄に掲げる講習方法により行うこと。</p>					
<p>大型免許、中型免許、準中型免許、大型第二種免許又は中型第二種免許又は牽引第二種免許</p> <p>二ページ裏のB、C及びDの各欄に掲げる種類の自動車</p> <p>国外運転免許証の表紙二ページの裏(以下「二ページ裏」という。)のB、C、D及びEの各欄に掲げる種類の自動車</p>					

中型免許	中型車講習	第一欄(種類)	第二欄(講習)	第三欄(講習事項)	第四欄(講習方法)
大型免許	大型車講習	第一欄(種類)	第二欄(講習)	第三欄(講習事項)	第四欄(講習方法)
<p>3 第三十八条 「1・2 同上」</p> <p>「同上」</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>三 あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて行い、かつ、その方法は、教本、自動車等、自動車等の構造見本、運転シミュレーター、運転適性検査器材、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。</p> <p>「四・六 同上」</p> <p>4 「同上」</p> <p>一 次の表の第一欄に掲げる受けようとする免許の種類に応じ、同表の第二欄に掲げる講習に区分して行うこととし、それぞれ、同表の第三欄に掲げる講習事項について、同表の第四欄に掲げる講習方法により行うこと。</p>					
<p>大型免許、中型免許、大型第二種免許又は中型第二種免許及び牽引免許又は牽引第二種免許</p> <p>二ページ裏のB、C及びDの各欄に掲げる種類の自動車</p> <p>国外運転免許証の表紙二ページの裏(以下「二ページ裏」という。)のB、C、D及びEの各欄に掲げる種類の自動車</p>					

略	準中型免許	準中型車講習	<p>一 貨物自動車及び普通自動車(貨物自動車を除く)の運転に係る危険の予知その他の貨物自動車を除く)の安全な運転に必要な技能及び知識</p> <p>二 夜間における貨物自動車の安全な運転に必要な技能</p> <p>三 路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた貨物自動車の安全な運転に必要な技能</p> <p>四 高速自動車国道及び自動車専用道路における普通自動車及び安全な運転に必要な技能及び知識</p>	<p>二 夜間における貨物自動車の安全な運転に必要な技能</p> <p>三 路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた貨物自動車の安全な運転に必要な技能</p> <p>教材等必要な教材を用いて行うこと</p>
---	-------	--------	---	---

二 略

三 第一号の表の準中型免許の項の第三欄第一号及び第四号に掲げる講習事項(同欄第一号に掲げる講習事項にあつては、貨物自動車に係るものを除く)については、同項第四欄に掲げる講習方法にかかわらず、普通自動車(同項第三欄第一号に掲げる講習事項にあつては、貨物自動車を除く)を用いて行うこと。

四 第一号の表の第二欄に掲げる講習の区分に応じ、道路における大型自動車(貨物自動車に限る)、中型自動車(貨物自動車に限る)、次号において同じ)、準中型自動車(貨物自動車に限る)のこの号及び次号において同じ)及び普通自動車(現に普通免許を受けている者に対する準中型車講習にあつては、準中型自動車)又は普通自動車の運転の実習その他のこれらの自動車の運転に関する実技訓練を含むものであること。

五 次に掲げる第一号の表の第三欄に掲げる講習事項については、同表第四欄に掲げる講習方法にかかわらず、それぞれ次に定める自動車を用いて行うことができる。

イ 大型免許の項の第三欄第一号に掲げる講習事項(荷重が貨物自動車の運転操作に与える影響を理解するための走行に限る)。中型自動車又は準中型自動車

ロ 大型免許の項の第三欄第三号に掲げる講習事項 中型自動車、準中型自動車又は普通自動車

ハ 中型免許の項の第三欄第一号に掲げる講習事項(荷重が貨物自動車の運転操作に与える影響を理解するための走行に限る)。準中型自動車

ニ 中型免許の項の第三欄第三号に掲げる講習事項 準中型自動車又は普通自動車

ホ 準中型免許の項の第三欄第三号に掲げる講習事項 普通自動車

同上	<p>二 夜間における貨物自動車の安全な運転に必要な技能</p> <p>三 路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた貨物自動車の安全な運転に必要な技能</p> <p>教材等必要な教材を用いて行うこと</p>
----	---

二 同上

三 第一号の表の第二欄に掲げる講習の区分に応じ、道路における大型自動車(専ら貨物を運搬する構造の自動車(以下この号及び次号において「貨物自動車」という)に限る)、中型自動車(貨物自動車に限る)次号において同じ)又は普通自動車の運転の実習その他のこれらの自動車の運転に関する実技訓練を含むものであること。

四 第一号の表の大型免許の項の第三欄第一号に掲げる講習事項(荷重が貨物自動車の運転操作に与える影響を理解するための走行に限る)については、同表第三号に掲げる講習事項又は同表第四欄に掲げる講習方法にかかわらず、それぞれ中型自動車、中型自動車若しくは普通自動車又は普通自動車を用いて行うことができる。

五 第一号の表の大型免許の項の第三欄第一号に掲げる講習事項(荷重が貨物自動車の運転操作に与える影響を理解するための走行に限る)については、同表第三号に掲げる講習事項又は同表第四欄に掲げる講習方法にかかわらず、それぞれ中型自動車、中型自動車若しくは普通自動車又は普通自動車を用いて行うことができる。

六] 講習時間は、大型車講習、中型車講習又は普通車講習にあつては四時間、準中型車講習にあつては八時間（現に普通免許を受けている者に対する当該講習にあつては、四時間）とすること。

〔5〕7 略

8 法第百八条の二第一項第八号に掲げる講習は、次に定めるところにより行うものとする。

一 次の表の第一欄に掲げる受けようとする免許の種類に応じ、同表の第二欄に掲げる講習に区分して行うこととし、それぞれ、同表の第三欄に掲げる講習事項について、同表の第四欄に掲げる時間行うこと。

第一欄(種類)	第二欄(講習)	第三欄(講習事項)	第四欄(時間)
大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許	応急救護処置講習 (一)	一 気道確保、人工呼吸、心臓マツサージ及び止血に必要な知識 二 前号に掲げるもののほか、応急救護処置に必要な知識	三時間

〔略〕

〔二〕四 略

9 法第百八条の二第一項第九号に掲げる講習（第十五項において「指定自動車教習所職員講習」という）は、次に定めるところにより行うものとする。

一 〔略〕

二 次の表の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる講習事項について、同表の第三欄に掲げる講習方法により、あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて同表の第四欄に掲げる時間行うこと。この場合において、当該指定自動車教習所職員が教習指導員でありかつ、技能検定員であるときは、教習指導員又は技能検定員のいずれかに対する講習を行うことをもつて足りる。

第一欄(区分)	第二欄(講習事項)	第三欄(講習方法)	第四欄(時間)
教習指導員	一 教則の内容となつて他の事項に関する知識 二 自動車教習所に関する法令等 三 教習指導員として必要な教育に関する知識 四 教習指導員と車に必要な自動車運転技能 五 技能教習に必要な教習の技能	教本、自動車等、運転シミュレーター、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。	九時間以上十一時間以下

五] 講習時間は、四時間とすること。

〔5〕7 同上

8 〔同上〕

一 〔同上〕

第一欄(種類)	第二欄(講習)	第三欄(講習事項)	第四欄(時間)
大型免許、中型免許、普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許	応急救護処置講習 (一)	一 気道確保、人工呼吸、心臓マツサージ及び止血に必要な知識 二 前号に掲げるもののほか、応急救護処置に必要な知識	三時間

〔同上〕

〔二〕四 同上

9 〔同上〕

一 〔同上〕

二 〔同上〕

第一欄(区分)	第二欄(講習事項)	第三欄(講習方法)	第四欄(時間)
教習指導員	一 教則の内容となつて他の事項に関する知識 二 自動車教習所に関する法令等 三 教習指導員として必要な教育に関する知識 四 教習指導員と車に必要な自動車運転技能 五 技能教習に必要な教習の技能	教本、自動車等、自動車の構造見本、運転シミュレーター、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。	九時間以上十一時間以下

<p>六 学科教習に必要 な教習の技能</p>	<p>六 学科教習に必要 な教習の技能</p>	<p>三 〔略〕</p> <p>10 初心運転者講習は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>〔一〕四 略〕</p> <p>五 講習時間は、七時間（原付免許に係る初心運転者講習にあつては、四時間）とすること。</p>	<p>三 〔同上〕</p> <p>10 〔同上〕</p> <p>〔一〕四 同上〕</p> <p>五 講習時間は、普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許に係る初心運転者講習にあつては七時間、原付免許に係る初心運転者講習にあつては四時間とすること。</p>										
		<p>11 〔略〕</p> <p>12 高齢者講習は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 次の表の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる講習方法により、あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて同表の第三欄に掲げる時間行うこと。ただし、同表の四の項第一欄に掲げる講習を受けようとする者が、小型特殊免許のみを受けている者であるときは、その者の講習は、同項第二欄第一号及び第三号に掲げる講習方法により、あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて一時間行うこと。</p>	<p>11 〔同上〕</p> <p>12 〔同上〕</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>二 次の表の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる講習方法により、あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて同表の第三欄に掲げる時間行うこと。</p>										
		<table border="1"> <tr> <th data-bbox="868 241 932 495">第一欄 (区分)</th> <th data-bbox="868 495 932 837">第二欄 (講習方法)</th> <th data-bbox="868 837 932 1093">第三欄 (時間)</th> </tr> <tr> <td data-bbox="772 241 868 495"> <p>一 高齢者講習（二から四までの項に掲げるものを除く。）</p> </td> <td data-bbox="443 495 868 837"> <p>一 教本、自動車等、運転適性検査器材、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。</p> <p>二 自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース又は道路における自動車等の運転をさせることにより行う検査及び運転適性検査器材を用いた検査（小型特殊免許のみを受けている者に対する講習にあつては、自動車等の運転について必要な適性に関する調査で運転適性検査器材を用いた検査。以下この表において同じ。）によるものに基づき指導を含むものであること。</p> <p>〔号を削る。〕</p> </td> <td data-bbox="772 837 868 1093"> <p>二時間（小型特殊免許のみを受けている者に対する講習にあつては、一時間）</p> </td> </tr> </table>	第一欄 (区分)	第二欄 (講習方法)	第三欄 (時間)	<p>一 高齢者講習（二から四までの項に掲げるものを除く。）</p>	<p>一 教本、自動車等、運転適性検査器材、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。</p> <p>二 自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース又は道路における自動車等の運転をさせることにより行う検査及び運転適性検査器材を用いた検査（小型特殊免許のみを受けている者に対する講習にあつては、自動車等の運転について必要な適性に関する調査で運転適性検査器材を用いた検査。以下この表において同じ。）によるものに基づき指導を含むものであること。</p> <p>〔号を削る。〕</p>	<p>二時間（小型特殊免許のみを受けている者に対する講習にあつては、一時間）</p>	<table border="1"> <tr> <th data-bbox="868 1189 932 1442">第一欄 (区分)</th> <th data-bbox="868 1442 932 1785">第二欄 (講習方法)</th> <th data-bbox="868 1785 932 2040">第三欄 (時間)</th> </tr> <tr> <td data-bbox="676 1189 868 1442"> <p>一 高齢者講習（法第九十七条の二第二項第三号イ又は第百一十号イ又は第百一十号の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。）</p> </td> <td data-bbox="603 1442 868 1785"> <p>一 教本、自動車等、運転適性検査器材、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。</p> <p>二 自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース若しくは道路における自動車等の運転をさせることにより行う検査又は運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づき指導を含むものであること。</p> </td> <td data-bbox="676 1785 868 2040"> <p>三時間（小型特殊免許のみを受けている者に対する講習にあつては、一時間三十分）</p> </td> </tr> </table>	第一欄 (区分)	第二欄 (講習方法)	第三欄 (時間)	<p>一 高齢者講習（法第九十七条の二第二項第三号イ又は第百一十号イ又は第百一十号の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。）</p>
第一欄 (区分)	第二欄 (講習方法)	第三欄 (時間)											
<p>一 高齢者講習（二から四までの項に掲げるものを除く。）</p>	<p>一 教本、自動車等、運転適性検査器材、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。</p> <p>二 自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース又は道路における自動車等の運転をさせることにより行う検査及び運転適性検査器材を用いた検査（小型特殊免許のみを受けている者に対する講習にあつては、自動車等の運転について必要な適性に関する調査で運転適性検査器材を用いた検査。以下この表において同じ。）によるものに基づき指導を含むものであること。</p> <p>〔号を削る。〕</p>	<p>二時間（小型特殊免許のみを受けている者に対する講習にあつては、一時間）</p>											
第一欄 (区分)	第二欄 (講習方法)	第三欄 (時間)											
<p>一 高齢者講習（法第九十七条の二第二項第三号イ又は第百一十号イ又は第百一十号の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。）</p>	<p>一 教本、自動車等、運転適性検査器材、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。</p> <p>二 自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース若しくは道路における自動車等の運転をさせることにより行う検査又は運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づき指導を含むものであること。</p>	<p>三時間（小型特殊免許のみを受けている者に対する講習にあつては、一時間三十分）</p>											
<p>二 法第九十七条の二第二項第三号イ又は第百一十号の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行う高齢者講習</p>	<p>一 教本、自動車等、運転適性検査器材、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。</p> <p>二 自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース若しくは道路における自動車等の</p>	<p>二時間三十分（小型特殊免許のみを受けている者に対する講習にあつては、一時間三十分）</p>											



<p>13</p> <p>一 違反者講習は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>二 二 あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて行い、かつ、次の表の上欄に掲げる場合に      一 違反者講習を受けようとする者の選      択により、運転者の資質の向上に資す      るものとして国家公安委員会規則で定      める活動（以下この項において「活動」      という）を体験させる場合</p> <p>一 教本、運転適性検査器材、視聴覚教材等      必要な教材を用いて行うこと。</p> <p>二 活動を体験させること。</p>	<p>四 項 法第百一条の七第四      項の規定により認知機      能検査の結果に基づい      て行う高齢者講習</p> <p>一 教本、自動車等、視聴覚教材      等必要な教材を用いて行うこ      と。</p> <p>二 自動車等の運転について必要      な適性に関する調査でコース又      は道路における自動車等の運転      をさせることにより行う検査に      よるものに基づく指導（個人指      導を含むものに限る）を含むも      のであること。</p> <p>三 認知機能検査の結果に基づく      指導（個人指導を含むものに限      る）を含むものであること。</p> <p>二時間</p>	<p>三 項 法第九十七条の二第      一項第三号イ又は第百      一条の四第二項の規定      により認知機能検査の      結果に基づいて行う高      齢者講習であつて、高      齢者認知機能検査の結      果に基づいて行う検査      の結果が七十六未満      の満了した者に対する      満了した者に対する</p> <p>一 教本、自動車等、運転適性検      査器材、視聴覚教材等必要な教      材を用いて行うこと。</p> <p>二 自動車等の運転について必要      な適性に関する調査でコース又      は道路における自動車等の運      転をさせることにより行う検査      及び運転適性検査器材を用いた      検査によるものに基づく個人      指導（指導を行う者が一人に      対し指導を受ける者が一人に      対し指導をいう。以下この表に      おいて同じ）を含むものに限      る。）を含むものであること。</p> <p>三 認知機能検査の結果に基づく      指導（個人指導を含むものに限      る）を含むものであること。</p> <p>三時間（小型特殊免許の      みを受けている者に対す      る講習にあつては、二時      間）</p>	<p>該認知機能検査の結果      について第二十九条の      三第一項の式により算      出した数値が七十六以      上であつた者に対する      もの</p> <p>をさせることにより行う検査及      び運転適性検査器材を用いた検      査によるものに基づく指導を含      むものであること。</p> <p>三 認知機能検査の結果に基づく      指導を含むものであること。</p>
<p>13</p> <p>一 同上</p> <p>二 同上</p> <p>一 違反者講習を受けようとする者の選      択により、運転者の資質の向上に資す      るものとして国家公安委員会規則で定      める活動（以下この項において「活動」      という）を体験させる場合</p> <p>一 教本、自動車等の構造見本、運転適性検      査器材、視聴覚教材等必要な教材を用いて      行うこと。</p> <p>二 活動を体験させること。</p>	<p>「項を加える。」</p>	<p>「項を加える。」</p>	<p>運転をさせることにより行う検      査又は運転適性検査器材を用い      た検査によるものに基づく指導      を含むものであること。</p> <p>三 認知機能検査の結果に基づく      指導を含むものであること。</p>

二 一 以外の場合	<p>一 教本、自動車等、運転シミュレーター、運転適性検査器材、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。</p> <p>二 自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース若しくは道路における自動車等の運転若しくは運転シミュレーターの操作をさせることにより行う検査、運転適性検査器材を用いた検査又は筆記による検査によるものに基づく指導を含むものであること。</p>	三 自動車等の運転について必要な適性に関する調査で運転適性検査器材を用いた検査又は筆記による検査によるものに基づく指導を含むものであること。
-----------	--	--

三 [略]

16 公安委員会は、第四項第一号の表の第二欄に掲げる大型車講習、中型車講習、準中型車講習若しくは普通車講習、第七項第一号の表の第二欄に掲げる大型旅客車講習、中型旅客車講習若しくは普通旅客車講習、第八項第一号の表の第二欄に掲げる応急救護処置講習(一)若しくは応急救護処置講習(二)又は高齢者講習を終了した者からの申出により、それぞれ別記様式第二十二の十の二の大型車講習終了証明書、別記様式第二十二の十の二の中型車講習終了証明書、別記様式第二十二の十の三の準中型車講習終了証明書若しくは別記様式第二十二の十の二の普通車講習終了証明書、別記様式第二十二の十の三の大型二輪車講習終了証明書若しくは別記様式第二十二の十の四の原付講習終了証明書、別記様式第二十二の十の五の大型旅客車講習終了証明書、別記様式第二十二の十の六の中型旅客車講習終了証明書若しくは別記様式第二十二の十の七の普通旅客車講習終了証明書、別記様式第二十二の十の八の応急救護処置講習(一)終了証明書若しくは別記様式第二十二の十の九の応急救護処置講習(二)終了証明書又は別記様式第二十二の十の七の高齢者講習終了証明書を交付するものとする。

(違反者講習通知書)

第三十八條の四の二 [1・2 略]

3 法第八條の三の二の規定による通知を受けた者で、当該通知を受けた日の翌日から起算した期間が一月となる日(以下この項において「特定日」という。)までに違反者講習を受けないことについて令第三十七條の八第三項に規定するやむを得ない理由のあるものは、特定日後に違反者講習を受けようとするときは、当該やむを得ない理由のあることを証するに足る書類を公安委員会に提出しなければならない。

第三十八條の九 [略]

(認知機能に関する基準)

第三十九條 令第四十三條第一項の表講習手数料の項の内閣府令で定める基準は、第二十九條の三第一項の式により算出した数値が七十六未満であることとする。

第三十九條の七 [略]

(運転シミュレーターの型式認定)

2 前項の認定は、模擬運転装置が第三十三條第五項第一号ホの基準に適合するものであるかどうかを判定することによつて行う。

3 [略]

二 一 以外の場合	<p>一 教本、自動車等、自動車等の構造見本、運転シミュレーター、運転適性検査器材、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。</p> <p>二 自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース若しくは道路における自動車等の運転若しくは運転シミュレーターの操作をさせることにより行う検査、運転適性検査器材を用いた検査又は筆記による検査によるものに基づく指導を含むものであること。</p>	三 自動車等の運転について必要な適性に関する調査で運転適性検査器材を用いた検査又は筆記による検査によるものに基づく指導を含むものであること。
-----------	--	--

三 [同上]

16 公安委員会は、第四項第一号の表の第二欄に掲げる大型車講習、中型車講習、準中型車講習若しくは普通車講習、第七項第一号の表の第二欄に掲げる大型旅客車講習、中型旅客車講習若しくは普通旅客車講習、第八項第一号の表の第二欄に掲げる応急救護処置講習(一)若しくは応急救護処置講習(二)又は高齢者講習を終了した者からの申出により、それぞれ別記様式第二十二の十の二の大型車講習終了証明書、別記様式第二十二の十の二の中型車講習終了証明書若しくは別記様式第二十二の十の三の普通車講習終了証明書、別記様式第二十二の十の三の大型二輪車講習終了証明書若しくは別記様式第二十二の十の四の原付講習終了証明書、別記様式第二十二の十の五の大型旅客車講習終了証明書、別記様式第二十二の十の六の中型旅客車講習終了証明書若しくは別記様式第二十二の十の七の普通旅客車講習終了証明書、別記様式第二十二の十の八の応急救護処置講習(一)終了証明書若しくは別記様式第二十二の十の九の応急救護処置講習(二)終了証明書又は別記様式第二十二の十の七の高齢者講習終了証明書を交付するものとする。

(違反者講習通知書)

第三十八條の四の二 [1・2 同上]

3 法第八條の三の二の規定による通知を受けた者で、当該通知を受けた日の翌日から起算した期間が一月となる日(以下この項において「特定日」という。)までに違反者講習を受けないことについて令第三十七條の八第三項各号に掲げるやむを得ない理由のあるものは、特定日後に違反者講習を受けようとするときは、当該やむを得ない理由のあることを証するに足る書類を公安委員会に提出しなければならない。

第三十九條 [同上]

[条を加える。]

2 前項の認定は、模擬運転装置が第三十三條第四項第一号ホの基準に適合するものであるかどうかを判定することによつて行う。

第三十九條の七 [同上]

(運転シミュレーターの型式認定)

2 前項の認定は、模擬運転装置が第三十三條第四項第一号ホの基準に適合するものであるかどうかを判定することによつて行う。

3 [同上]

別記様式第一の三の二 (第六条の三の二関係)

高齢運転者等標章申請書													
年 月 日													
公安委員会 殿													
住 所													
ふりがな													
氏 名													
生 年 月 日													
電 話 番 号 その他の連絡先													
申 請 事 由	<input type="checkbox"/> 70歳以上である。 (法第45条の2第1項第1号に該当) <input type="checkbox"/> 聴覚障害又は肢体不自由を理由に普通自動車対応免許に条件が付されている。 (法第45条の2第1項第2号に該当) <input type="checkbox"/> 妊娠中又は出産後8週間以内である。 (法第45条の2第1項第3号に該当)												
免許証の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付												
免許の種類	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">大</td> <td style="text-align: center;">中</td> <td style="text-align: center;">普</td> <td style="text-align: center;">大</td> <td style="text-align: center;">中</td> <td style="text-align: center;">普</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">型</td> <td style="text-align: center;">型</td> <td style="text-align: center;">通</td> <td style="text-align: center;">二</td> <td style="text-align: center;">二</td> <td style="text-align: center;">二</td> </tr> </table>	大	中	普	大	中	普	型	型	通	二	二	二
大	中	普	大	中	普								
型	型	通	二	二	二								
使用する普通自動車の番号標に表示されている番号													
摘 要													

- 備考1 申請事由欄には、該当する事由の口内にレ印を記入すること。  
 2 免許の種類欄は、該当する現に受けている免許の種類を表す略語を○で囲むこと。  
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第一の三の二 (第六条の三の二関係)

高齢運転者等標章申請書													
年 月 日													
公安委員会 殿													
住 所													
ふりがな													
氏 名													
生 年 月 日													
電 話 番 号 その他の連絡先													
申 請 事 由	<input type="checkbox"/> 70歳以上である。 (法第45条の2第1項第1号に該当) <input type="checkbox"/> 聴覚障害又は肢体不自由を理由に普通自動車対応免許に条件が付されている。 (法第45条の2第1項第2号に該当) <input type="checkbox"/> 妊娠中又は出産後8週間以内である。 (法第45条の2第1項第3号に該当)												
免許証の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付												
免許の種類	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">大</td> <td style="text-align: center;">中</td> <td style="text-align: center;">普</td> <td style="text-align: center;">大</td> <td style="text-align: center;">中</td> <td style="text-align: center;">普</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">型</td> <td style="text-align: center;">型</td> <td style="text-align: center;">通</td> <td style="text-align: center;">二</td> <td style="text-align: center;">二</td> <td style="text-align: center;">二</td> </tr> </table>	大	中	普	大	中	普	型	型	通	二	二	二
大	中	普	大	中	普								
型	型	通	二	二	二								
使用する普通自動車の番号標に表示されている番号													
摘 要													

- 備考1 申請事由欄には、該当する事由の口内にレ印を記入すること。  
 2 免許の種類欄は、該当する現に受けている免許の種類を表す略語を○で囲むこと。  
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第十二の二（第十八条の三の二、第二十九条、第二十九条の二関係）

質 問 票	
次の事項について、該当する口に✓印を付けて回答してください。	
1 過去5年以内において、病気（病気の治療に伴う症状を含みます。）を原因として、又は原因は明らかでないが、意識を失ったことがある。	□はい □いいえ
2 過去5年以内において、病気を原因として、身体の一部又は一部が、一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。	□はい □いいえ
3 過去5年以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数が週3回以上となったことがある。	□はい □いいえ
4 過去1年以内において、次のいずれかに該当したことがある。 ・飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある。 ・病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒したことが3回以上ある。	□はい □いいえ
5 病気を理由として、医師から、運転免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。	□はい □いいえ
公安委員会 殿	年 月 日
上記のとおり回答します。 回答者署名 _____	
<p>(注意事項)</p> 1 各質問に対して「はい」と回答しても、直ちに運転免許を拒否若しくは保留され、又は既に受けている運転免許を取り消され若しくは停止されることはありません。 （運転免許の可否は、医師の診断を参考に判断されますので、正確に記載してください。） 2 虚偽の記載をして提出した方は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。 3 提出しない場合は手続きできません。	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A判4番とする。

別記様式第十二の二（第十八条の三の二、第二十九条の二関係）

質 問 票	
次の事項について、該当する口に✓印を付けて回答してください。	
1 過去5年以内において、病気（病気の治療に伴う症状を含みます。）を原因として、又は原因は明らかでないが、意識を失ったことがある。	□はい □いいえ
2 過去5年以内において、病気を原因として、身体の一部又は一部が、一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。	□はい □いいえ
3 過去5年以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数が週3回以上となったことがある。	□はい □いいえ
4 過去1年以内において、次のいずれかに該当したことがある。 ・飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある。 ・病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒したことが3回以上ある。	□はい □いいえ
5 病気を理由として、医師から、運転免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。	□はい □いいえ
公安委員会 殿	年 月 日
上記のとおり回答します。 回答者署名 _____	
<p>(注意事項)</p> 1 各質問に対して「はい」と回答しても、直ちに運転免許を拒否若しくは保留され、又は既に受けている運転免許を取り消され若しくは停止されることはありません。 （運転免許の可否は、医師の診断を参考に判断されますので、正確に記載してください。） 2 虚偽の記載をして提出した方は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。 3 提出しない場合は手続きできません。	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A判4番とする。

別記様式第十四 (第十九条関係)

(表)

The diagram shows a rectangular form with a width of 956 and a height of 540. The form is divided into several sections:

- Top Section:** A horizontal box containing the label "氏名" (Name) on the left and "年 月 日生" (Date of Birth) on the right.
- Second Section:** A horizontal box containing the label "住所" (Address) on the left and "交付" (Issuance) on the right, followed by "年 月 日" (Date).
- Third Section:** A horizontal box containing "平成 年 月 日まで有効" (Valid until Heisei year month day).
- Fourth Section:** A vertical box on the right side containing the text "写真" (Photo).
- Fifth Section:** A vertical box on the left side containing the text "運転免許証" (Driver's License).
- Sixth Section:** A grid of boxes for "番号" (Number) with labels "第" (Class) and "号" (Number) on the left and right sides. The grid has 4 rows and 10 columns.
- Bottom Right:** A small box containing the text "公安委員会" (Public Safety Commission).

Dimensions 796 and 470 are indicated for the inner content area.

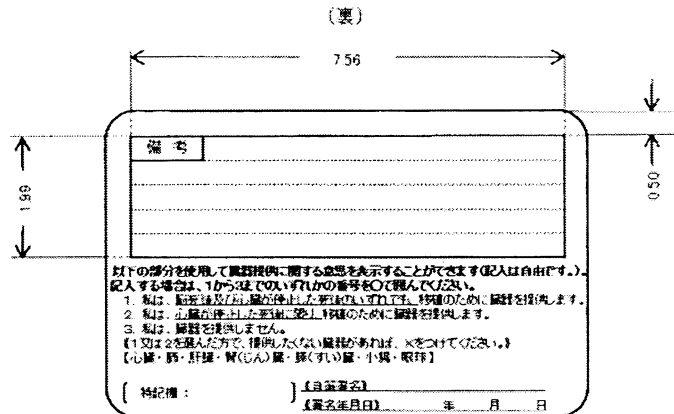
別記様式第十四 (第十九条関係)

(表)

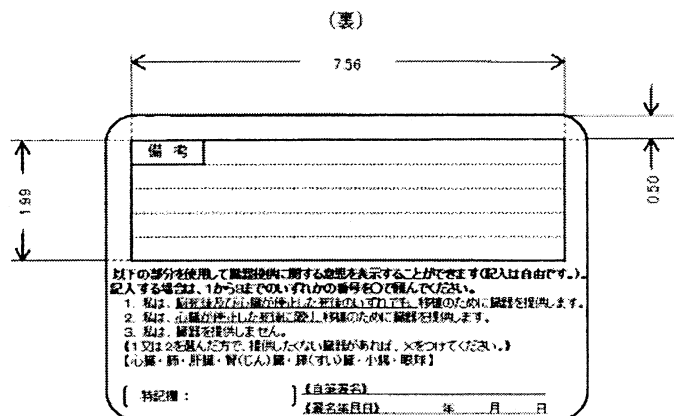
This diagram is identical to the one above, showing a rectangular form with a width of 956 and a height of 540. The form is divided into several sections:

- Top Section:** A horizontal box containing the label "氏名" (Name) on the left and "年 月 日生" (Date of Birth) on the right.
- Second Section:** A horizontal box containing the label "住所" (Address) on the left and "交付" (Issuance) on the right, followed by "年 月 日" (Date).
- Third Section:** A horizontal box containing "平成 年 月 日まで有効" (Valid until Heisei year month day).
- Fourth Section:** A vertical box on the right side containing the text "写真" (Photo).
- Fifth Section:** A vertical box on the left side containing the text "運転免許証" (Driver's License).
- Sixth Section:** A grid of boxes for "番号" (Number) with labels "第" (Class) and "号" (Number) on the left and right sides. The grid has 4 rows and 10 columns.
- Bottom Right:** A small box containing the text "公安委員会" (Public Safety Commission).

Dimensions 796 and 470 are indicated for the inner content area.



- 備考 1 表側は白色のプラスチック板を、裏側は薄茶色のプラスチック膜を用い、プラスチック板の裏面にプラスチック膜を貼り付けること。
- 2 種類欄には、現に受けている免許及び受けることとなる免許の種類を表す略号を、上欄左端から読んで、大型免許については1番目の項に、中型免許については2番目の項に、準中型免許については3番目の項に、普通免許については4番目の項に、大型特殊免許については5番目の項に、大型二輪免許については6番目の項に、普通二輪免許については7番目の項に、下欄左端から読んで、小型特殊免許については1番目の項に、原付免許については2番目の項に、大型第二種免許については3番目の項に、中型第二種免許については4番目の項に、普通第二種免許については5番目の項に、大型特殊第二種免許については6番目の項に、牽引免許又は牽引第二種免許については7番目の項に、それぞれ記載すること。
- 3 表側の余白の部分には、免許を受けた者が法第92条の2第1項の表の備考一の2に規定する優良運転者である場合にあっては、その旨を記載すること。
- 4 備考欄には、法第93条第2項に規定する事項、法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更に係る事項その他必要な事項を記載すること。
- 5 図示の長さの単位は、センチメートルとする。



- 備考 1 表側は白色のプラスチック板を、裏側は薄茶色のプラスチック膜を用い、プラスチック板の裏面にプラスチック膜を貼り付けること。
- 2 種類欄には、現に受けている免許及び受けることとなる免許の種類を表す略号を、上欄左端から読んで、大型免許については1番目の項に、中型免許については2番目の項に、普通免許については3番目の項に、大型特殊免許については4番目の項に、大型二輪免許については5番目の項に、普通二輪免許については6番目の項に、小型特殊免許については7番目の項に、下欄左端から読んで、原付免許については1番目の項に、牽引免許については2番目の項に、大型第二種免許については3番目の項に、中型第二種免許については4番目の項に、普通第二種免許については5番目の項に、大型特殊第二種免許については6番目の項に、牽引第二種免許については7番目の項に、それぞれ記載すること。
- 3 表側の余白の部分には、免許を受けた者が法第92条の2第1項の表の備考一の2に規定する優良運転者である場合にあっては、その旨を記載すること。
- 4 備考欄には、法第93条第2項に規定する事項、法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更に係る事項その他必要な事項を記載すること。
- 5 図示の長さの単位は、センチメートルとする。







## 別記様式第十八の六 (第二十九条の二の四関係)

臨時認知機能検査通知書	
年 月 日	
住 所	殿
公安委員会 印	
<p>道路交通法第101条の7第1項の規定による臨時認知機能検査を下記のとおり実施いたしますので通知します。</p> <p>なお、この通知を受けてから1か月以内に、やむを得ない理由なく臨時認知機能検査を受けない場合は、運転免許が取り消されるの効力が停止される こととなります。</p>	
臨時認知機能検査を行う理由	
臨時認知機能検査の場所	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番又はおおむね縦10センチメートル、横21センチメートルとすること。

「様式を加える。」

別記様式第十八の七 (第二十九条の二の五関係)

<p style="text-align: center;">臨時高齢者講習通知書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</p> <p>住 所</p> <p style="text-align: center; margin-left: 100px;">殿</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">公安委員会 印</p> <p>道路交通法第101条の7第4項の規定による臨時高齢者講習を下記のとおり実施いたしますので通知します。</p> <p>なお、この通知を受けてから1か月以内に、やむを得ない理由なく臨時高齢者講習を受けない場合は、運転免許 <span style="margin-left: 20px;">が取り消される</span> <span style="margin-left: 20px;">こととなります。</span>  <span style="margin-left: 100px;">の効力が停止される</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">臨時高齢者講習を行う理由</td> <td style="height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">臨時高齢者講習の場所</td> <td style="height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">備 考</td> <td style="height: 20px;"></td> </tr> </table>		臨時高齢者講習を行う理由		臨時高齢者講習の場所		備 考	
臨時高齢者講習を行う理由							
臨時高齢者講習の場所							
備 考							

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番又はおおむね縦10センチメートル、横21センチメートルとすること。

〔様式を加える。〕

別記様式第十九の三の六 (第三十条の七関係)

免許証保管証 (番号)														
交付日時	年 月 日			午	前	後	時	分						
出頭日時	年 月 日			午	前	後	時	分						
出頭場所														
交付者の所属、 階級及び氏名	(印)													
氏名	生	年	月	日	生	(	歳)	職	業					
	本	籍												
住所														
免許証	第 号			公安委員会交付										
免許年月日	第一種	二・小・原	昭和・平成	年	月	日								
	免許	その他	昭和・平成	年	月	日								
	第二種免許	昭和・平成		年	月	日								
免許の種類	種	大	中	普	大	普	小	原	け	大	中	普	大	け
	類	型	型	通	特	自	自	特	付	引	二	二	二	二
免許の条件														
備考	<p>1 この保管証の有効期間は、あなたが出頭日時として指定された日時（あなたが指定された日時までに指定された場所に出頭したときは、その出頭した時）までの間となります。</p> <p>2 この保管証は、有効期間中は運転免許証とみなされるものですから、運転するときは、必ず携帯していなければなりません。</p> <p>3 この保管証の有効期間が満了したときは、直ちに警察官に返納しなければなりません。</p>													

- 備考 1 本籍欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載すること。  
 2 免許の種類欄の略語の意味は、別表第2に定めるとおりとする。  
 3 免許の種類欄の有無の欄には、現に受けている免許の種類を表す略語の上部に「1」を、その他の略語の上部に「0」をそれぞれ記載すること。  
 4 用紙の大きさは、縦25センチメートル、横12センチメートルとする。

別記様式第十九の三の六 (第三十条の七関係)

免許証保管証 (番号)														
交付日時	年 月 日			午	前	後	時	分						
出頭日時	年 月 日			午	前	後	時	分						
出頭場所														
交付者の所属、 階級及び氏名	(印)													
氏名	生	年	月	日	生	(	歳)	職	業					
	本	籍												
住所														
免許証	第 号			公安委員会交付										
免許年月日	第一種	二・小・原	昭和・平成	年	月	日								
	免許	その他	昭和・平成	年	月	日								
	第二種免許	昭和・平成		年	月	日								
免許の種類	種	大	中	普	大	普	小	原	け	大	中	普	大	け
	類	型	型	通	特	自	自	特	付	引	二	二	二	二
免許の条件														
備考	<p>1 この保管証の有効期間は、あなたが出頭日時として指定された日時（あなたが指定された日時までに指定された場所に出頭したときは、その出頭した時）までの間となります。</p> <p>2 この保管証は、有効期間中は運転免許証とみなされるものですから、運転するときは、必ず携帯していなければなりません。</p> <p>3 この保管証の有効期間が満了したときは、直ちに警察官に返納しなければなりません。</p>													

- 備考 1 本籍欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載すること。  
 2 免許の種類欄の略語の意味は、別表第2に定めるとおりとする。  
 3 免許の種類欄の有無の欄には、現に受けている免許の種類を表す略語の上部に「1」を、その他の略語の上部に「0」をそれぞれ記載すること。  
 4 用紙の大きさは、縦25センチメートル、横12センチメートルとする。

別記様式第十九の三の十 (第三十条の十一関係)

(表)

The diagram shows a rectangular form with a width of 856 and a height of 478. The form is divided into several sections: a top header with '氏名' (Name) and '年月日' (Date of Birth); a section for '住所' (Address) and '交付' (Issuance) with '年月日' (Date); a central area for '運転経歴証明書' (Driving Record Certificate) with the note '(自動車等の運転はできません)' (Cannot drive motor vehicles etc.); a '写真' (Photo) area on the right; and a bottom section for '公安委員会' (Public Safety Commission) with a stamp area. A table with columns for '種別' (Type), '年' (Year), '月' (Month), and '日' (Day) is located in the bottom left. The bottom width of the form is 796.

別記様式第十九の三の十 (第三十条の十一関係)

(表)

This diagram is identical to the one above, showing the layout and dimensions of the license application form. It includes the same sections for name, address, driving record, photo, and the public safety commission stamp, with a width of 856 and a height of 478, and a bottom width of 796.

(表)

備考

注意事項

1 運転経歴証明書は、申請により運転免許の取消を免れた日前5年間の自動車等の運転に関する記録に基づいて発行されるものです。

2 住所欄に変更が生じた場合には、速やかに住所氏名変更する公安委員会に届け出て、変更事項の記載を受けてください。

- 備考 1 表側は白色プラスチック板を、裏側は薄茶色のプラスチック膜を用い、プラスチック板の裏面にプラスチック膜を貼り付けること。
- 2 種類欄には、運転経歴証明書の交付を受けた者が取消しを受けた免許の種類を表す略号を、上欄左端から数えて、大型免許については1番目の項に、中型免許については2番目の項に、準中型免許については3番目の項に、普通免許については4番目の項に、大型特殊免許については5番目の項に、大型二輪免許については6番目の項に、普通二輪免許については7番目の項に、下欄左端から数えて、小型特殊免許については1番目の項に、原付免許については2番目の項に、大型第二種免許については3番目の項に、中型第二種免許については4番目の項に、普通第二種免許については5番目の項に、大型特殊第二種免許については6番目の項に、牽引免許又は牽引第二種免許については7番目の項に、それぞれ記載すること。
- 3 備考欄には、運転経歴証明書の記載事項の変更に係る事項その他必要な事項を記載すること。
- 4 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

(裏)

備考

注意事項

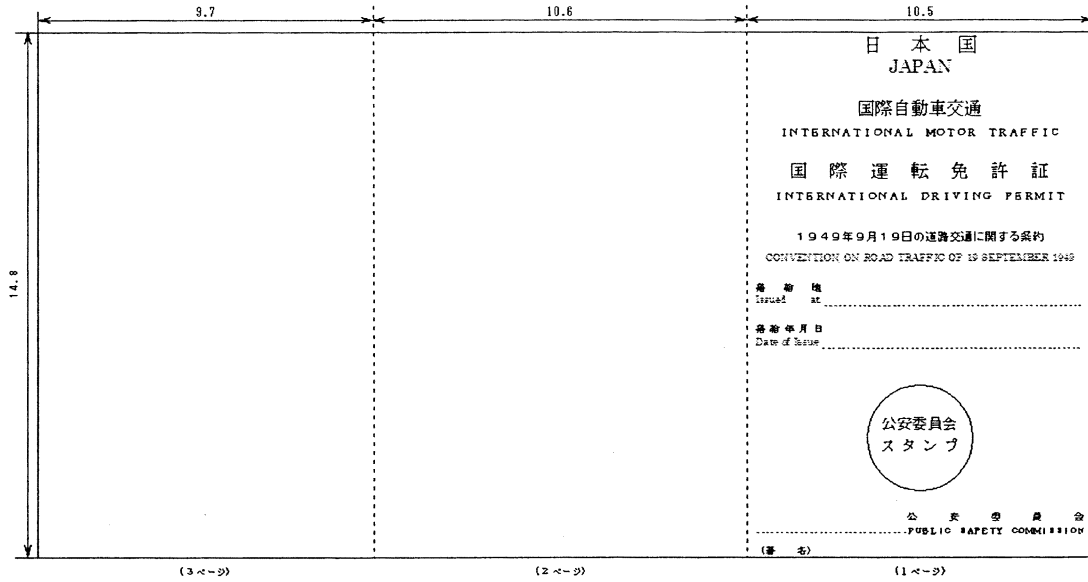
1 運転経歴証明書は、申請により運転免許の取消を免れた日前5年間の自動車等の運転に関する記録に基づいて発行されるものです。

2 住所欄に変更が生じた場合には、速やかに住所氏名変更する公安委員会に届け出て、変更事項の記載を受けてください。

- 備考 1 表側は白色プラスチック板を、裏側は薄茶色のプラスチック膜を用い、プラスチック板の裏面にプラスチック膜を貼り付けること。
- 2 種類欄には、運転経歴証明書の交付を受けた者が取消しを受けた免許の種類を表す略号を、上欄左端から数えて、大型免許については1番目の項に、中型免許については2番目の項に、普通免許については3番目の項に、大型特殊免許については4番目の項に、大型二輪免許については5番目の項に、普通二輪免許については6番目の項に、小型特殊免許については7番目の項に、下欄左端から数えて、原付免許については1番目の項に、牽引免許については2番目の項に、大型第二種免許については3番目の項に、中型第二種免許については4番目の項に、普通第二種免許については5番目の項に、大型特殊第二種免許については6番目の項に、牽引第二種免許については7番目の項に、それぞれ記載すること。
- 3 備考欄には、運転経歴証明書の記載事項の変更に係る事項その他必要な事項を記載すること。
- 4 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

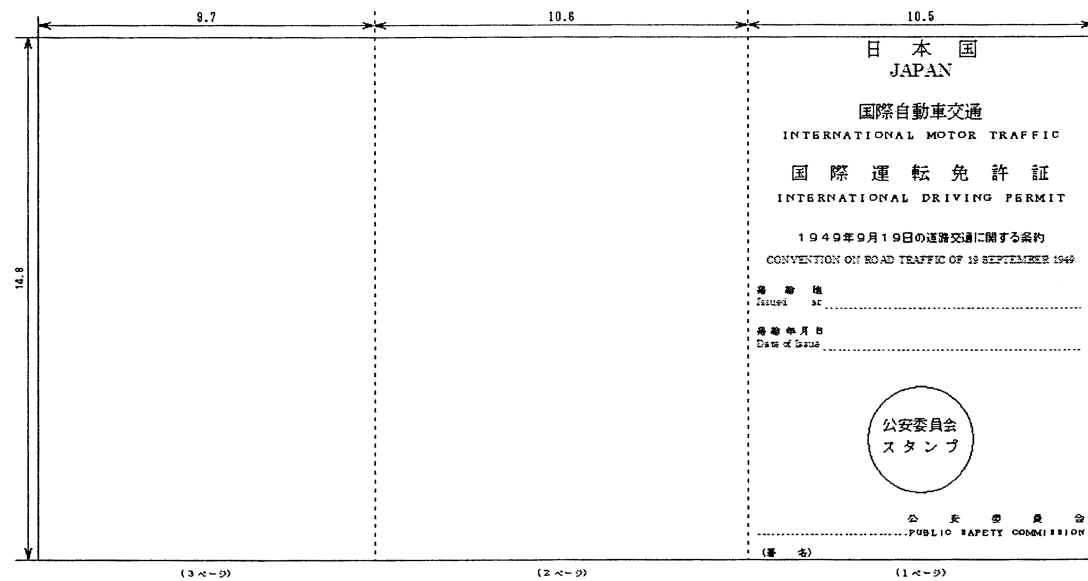
別記様式第二十二の七 (第三十七条の七関係)

(表 紙)



別記様式第二十二の七 (第三十七条の七関係)

(表 紙)



<p style="text-align: center;">10.5</p> <p>この運転免許証は、すべての締約国の領域（これを発給する締約国の領域を除く。）において、発給の日から一年間、この運転免許証の最終ページにおいて特定する種類の車両の運転について有効とする。</p> <p>This permit is valid in the territory of all the Contracting States with the exception of the territory of the Contracting States where issued, for the period of one year from the date of issue, for the driving of vehicles included in the category or categories mentioned on the last page of this permit.</p> <p>この運転免許証は、その所持者が自己の旅行する各国において施行されている居住又は職業に関する法令を遵守する義務にかなる影響をも及ぼさないものとする。</p> <p>It is understood that this permit shall in no way affect the obligation of the holder to conform strictly to the laws and regulations relating to residence or to the exercise of a profession which are in force in each country through which he travels.</p> <p style="text-align: center;">(表紙 1 ページの表)</p>	<p style="text-align: center;">(裏) 10.6</p> <p>運転者に関する事項</p> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width:50%;">姓</td><td style="width:50%;">1</td></tr> <tr><td>名</td><td>2</td></tr> <tr><td>出生地</td><td>3</td></tr> <tr><td>生年月日</td><td>4</td></tr> <tr><td>住所</td><td>5</td></tr> </table> <p>この運転免許証で運転することができる車両</p> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width:50%;">二輪の自動車（側車付きのものを含む）、身体障害者用車両及び空車状態における重量が400キログラム（900ポンド）をこえない三輪の自動車</td><td style="width:50%;">A</td></tr> <tr><td>乗用に供され、運転者席のほかに8人分をこえない座席を有する自動車又は貨物輸送の用に供され、許容最大重量が、500キログラム（1,100ポンド）をこえない自動車。この種類の自動車には、軽量の旅客引車を運送することができる。</td><td>B</td></tr> <tr><td>貨物輸送の用に供され、許容最大重量が、500キログラム（1,100ポンド）をこえる自動車。この種類の自動車には、軽量の旅客引車を運送することができる。</td><td>C</td></tr> <tr><td>乗用に供され、運転者席のほかに8人分をこえる座席を有する自動車。この種類の自動車には、軽量の旅客引車を運送することができる。</td><td>D</td></tr> <tr><td>運転者が免許を受けたB、C又はDの自動車に軽量の旅客引車以外の旅客引車を運送した車両</td><td>E</td></tr> </table> <p>車両の「許容最大重量」とは、運行することができる状態にある車両の重量及びその最大積載量の和をいう。</p> <p>「最大積載量」とは、車両の登録国の権限のある当局が宣言した積載物の重量の限度をいう。</p> <p>「軽量の旅客引車」とは、許容最大重量が750キログラム（1,650ポンド）をこえない旅客引車をいう。</p> <p style="text-align: center;">(表紙 2 ページの表)</p>	姓	1	名	2	出生地	3	生年月日	4	住所	5	二輪の自動車（側車付きのものを含む）、身体障害者用車両及び空車状態における重量が400キログラム（900ポンド）をこえない三輪の自動車	A	乗用に供され、運転者席のほかに8人分をこえない座席を有する自動車又は貨物輸送の用に供され、許容最大重量が、500キログラム（1,100ポンド）をこえない自動車。この種類の自動車には、軽量の旅客引車を運送することができる。	B	貨物輸送の用に供され、許容最大重量が、500キログラム（1,100ポンド）をこえる自動車。この種類の自動車には、軽量の旅客引車を運送することができる。	C	乗用に供され、運転者席のほかに8人分をこえる座席を有する自動車。この種類の自動車には、軽量の旅客引車を運送することができる。	D	運転者が免許を受けたB、C又はDの自動車に軽量の旅客引車以外の旅客引車を運送した車両	E	<p style="text-align: center;">9.7</p> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width:50%;">1</td><td style="width:50%;">I</td></tr> <tr><td>2</td><td>II</td></tr> <tr><td>3</td><td>III</td></tr> <tr><td>4</td><td>IV</td></tr> <tr><td>5</td><td>V</td></tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">写 真</p> <p style="text-align: center;">押出し スタンプ</p> </div> <p>所持者の署名 除 外 (国名)</p> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width:50%;">I</td><td style="width:50%;">V</td></tr> <tr><td>II</td><td>VI</td></tr> <tr><td>III</td><td>VII</td></tr> <tr><td>IV</td><td>VIII</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">(表紙 3 ページの表)</p>	1	I	2	II	3	III	4	IV	5	V	I	V	II	VI	III	VII	IV	VIII
姓	1																																							
名	2																																							
出生地	3																																							
生年月日	4																																							
住所	5																																							
二輪の自動車（側車付きのものを含む）、身体障害者用車両及び空車状態における重量が400キログラム（900ポンド）をこえない三輪の自動車	A																																							
乗用に供され、運転者席のほかに8人分をこえない座席を有する自動車又は貨物輸送の用に供され、許容最大重量が、500キログラム（1,100ポンド）をこえない自動車。この種類の自動車には、軽量の旅客引車を運送することができる。	B																																							
貨物輸送の用に供され、許容最大重量が、500キログラム（1,100ポンド）をこえる自動車。この種類の自動車には、軽量の旅客引車を運送することができる。	C																																							
乗用に供され、運転者席のほかに8人分をこえる座席を有する自動車。この種類の自動車には、軽量の旅客引車を運送することができる。	D																																							
運転者が免許を受けたB、C又はDの自動車に軽量の旅客引車以外の旅客引車を運送した車両	E																																							
1	I																																							
2	II																																							
3	III																																							
4	IV																																							
5	V																																							
I	V																																							
II	VI																																							
III	VII																																							
IV	VIII																																							

- 備考 1 表紙は灰色の厚紙とし、このページは白色の薄紙とする。
- 2 表紙 2 ページの裏及び表紙 3 ページの裏は、フランス語で作成する。
- 3 表紙 2 ページの裏の本文を日本語、英語、スペイン語、ロシア語、中国語及びアラビア語で作成したこのページを表紙 1 ページの裏と表紙 2 ページの裏との内側の折目と一致するようにつくり込む。
- 4 記入事項は、ローマ字つづり又は英語で記載する。
- 5 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

<p style="text-align: center;">10.5</p> <p>この運転免許証は、すべての締約国の領域（これを発給する締約国の領域を除く。）において、発給の日から一年間、この運転免許証の最終ページにおいて特定する種類の車両の運転について有効とする。</p> <p>This permit is valid in the territory of all the Contracting States with the exception of the territory of the Contracting States where issued, for the period of one year from the date of issue, for the driving of vehicles included in the category or categories mentioned on the last page of this permit.</p> <p>この運転免許証は、その所持者が自己の旅行する各国において施行されている居住又は職業に関する法令を遵守する義務にかなる影響をも及ぼさないものとする。</p> <p>It is understood that this permit shall in no way affect the obligation of the holder to conform strictly to the laws and regulations relating to residence or to the exercise of a profession which are in force in each country through which he travels.</p> <p style="text-align: center;">(表紙 1 ページの表)</p>	<p style="text-align: center;">(裏) 10.6</p> <p>運転者に関する事項</p> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width:50%;">姓</td><td style="width:50%;">1</td></tr> <tr><td>名</td><td>2</td></tr> <tr><td>出生地</td><td>3</td></tr> <tr><td>生年月日</td><td>4</td></tr> <tr><td>住所</td><td>5</td></tr> </table> <p>この運転免許証で運転することができる車両</p> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width:50%;">二輪の自動車（側車付きのものを含む）、身体障害者用車両及び空車状態における重量が400キログラム（900ポンド）をこえない三輪の自動車</td><td style="width:50%;">A</td></tr> <tr><td>乗用に供され、運転者席のほかに8人分をこえない座席を有する自動車又は貨物輸送の用に供され、許容最大重量が、500キログラム（1,100ポンド）をこえない自動車。この種類の自動車には、軽量の旅客引車を運送することができる。</td><td>B</td></tr> <tr><td>貨物輸送の用に供され、許容最大重量が、500キログラム（1,100ポンド）をこえる自動車。この種類の自動車には、軽量の旅客引車を運送することができる。</td><td>C</td></tr> <tr><td>乗用に供され、運転者席のほかに8人分をこえる座席を有する自動車。この種類の自動車には、軽量の旅客引車を運送することができる。</td><td>D</td></tr> <tr><td>運転者が免許を受けたB、C又はDの自動車に軽量の旅客引車以外の旅客引車を運送した車両</td><td>E</td></tr> </table> <p>車両の「許容最大重量」とは、運行することができる状態にある車両の重量及びその最大積載量の和をいう。</p> <p>「最大積載量」とは、車両の登録国の権限のある当局が宣言した積載物の重量の限度をいう。</p> <p>「軽量の旅客引車」とは、許容最大重量が750キログラム（1,650ポンド）をこえない旅客引車をいう。</p> <p style="text-align: center;">(表紙 2 ページの表)</p>	姓	1	名	2	出生地	3	生年月日	4	住所	5	二輪の自動車（側車付きのものを含む）、身体障害者用車両及び空車状態における重量が400キログラム（900ポンド）をこえない三輪の自動車	A	乗用に供され、運転者席のほかに8人分をこえない座席を有する自動車又は貨物輸送の用に供され、許容最大重量が、500キログラム（1,100ポンド）をこえない自動車。この種類の自動車には、軽量の旅客引車を運送することができる。	B	貨物輸送の用に供され、許容最大重量が、500キログラム（1,100ポンド）をこえる自動車。この種類の自動車には、軽量の旅客引車を運送することができる。	C	乗用に供され、運転者席のほかに8人分をこえる座席を有する自動車。この種類の自動車には、軽量の旅客引車を運送することができる。	D	運転者が免許を受けたB、C又はDの自動車に軽量の旅客引車以外の旅客引車を運送した車両	E	<p style="text-align: center;">9.7</p> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width:50%;">1</td><td style="width:50%;">I</td></tr> <tr><td>2</td><td>II</td></tr> <tr><td>3</td><td>III</td></tr> <tr><td>4</td><td>IV</td></tr> <tr><td>5</td><td>V</td></tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">写 真</p> <p style="text-align: center;">押出し スタンプ</p> </div> <p>所持者の署名 除 外 (国名)</p> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width:50%;">I</td><td style="width:50%;">V</td></tr> <tr><td>II</td><td>VI</td></tr> <tr><td>III</td><td>VII</td></tr> <tr><td>IV</td><td>VIII</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">(表紙 3 ページの表)</p>	1	I	2	II	3	III	4	IV	5	V	I	V	II	VI	III	VII	IV	VIII
姓	1																																							
名	2																																							
出生地	3																																							
生年月日	4																																							
住所	5																																							
二輪の自動車（側車付きのものを含む）、身体障害者用車両及び空車状態における重量が400キログラム（900ポンド）をこえない三輪の自動車	A																																							
乗用に供され、運転者席のほかに8人分をこえない座席を有する自動車又は貨物輸送の用に供され、許容最大重量が、500キログラム（1,100ポンド）をこえない自動車。この種類の自動車には、軽量の旅客引車を運送することができる。	B																																							
貨物輸送の用に供され、許容最大重量が、500キログラム（1,100ポンド）をこえる自動車。この種類の自動車には、軽量の旅客引車を運送することができる。	C																																							
乗用に供され、運転者席のほかに8人分をこえる座席を有する自動車。この種類の自動車には、軽量の旅客引車を運送することができる。	D																																							
運転者が免許を受けたB、C又はDの自動車に軽量の旅客引車以外の旅客引車を運送した車両	E																																							
1	I																																							
2	II																																							
3	III																																							
4	IV																																							
5	V																																							
I	V																																							
II	VI																																							
III	VII																																							
IV	VIII																																							

- 備考 1 表紙は灰色の厚紙とし、このページは白色の薄紙とする。
- 2 表紙 2 ページの裏及び表紙 3 ページの裏は、フランス語で作成する。
- 3 表紙 2 ページの裏の本文を日本語、英語、スペイン語、ロシア語及び中国語で作成したこのページを表紙 1 ページの裏と表紙 2 ページの裏との内側の折目と一致するようにつくり込む。
- 4 記入事項は、ローマ字つづり又は英語で記載する。
- 5 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第二十二の十の二の三 (第三十八条関係)

第 号
準 中 型 車 講 習 終 了 証 明 書
住 所
氏 名
年 月 日生
上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条 の2第1項第4号に掲げる講習(準中型車講習)を終了した者である ことを証明する。
年 月 日
公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

「様式を加える。」



## 別記様式第二十二の十の二の四 (第三十八条関係)

第 号
普通車講習終了証明書
住所 氏名
年 月 日生
上記の者は、年 月 日道路交通法第108条 の2第1項第4号に掲げる講習（普通車講習）を終了した者であるこ とを証明する。
年 月 日
公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

## 別記様式第二十二の十の二の三 (第三十八条関係)

第 号
普通車講習終了証明書
住所 氏名
年 月 日生
上記の者は、年 月 日道路交通法第108条 の2第1項第4号に掲げる講習（普通車講習）を終了した者であるこ とを証明する。
年 月 日
公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第二十二の十の七 (第三十八条関係)

第 号
高 齢 者 講 習 終 了 証 明 書
住 所
氏 名
年 月 日生
上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第 <small>(道路交通法第108条第1項第2号のイの1の項に於ける講習)</small> 1項第12号に掲げる講習 <small>(道路交通法第108条第1項第2号のイの2の項に於ける講習)</small> を <small>(道路交通法第108条第1項第2号のイの3の項に於ける講習)</small> <small>(道路交通法第108条第1項第2号のイの4の項に於ける講習)</small> 終了した者であることを証明する。
年 月 日
公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第二十二の十の七 (第三十八条関係)

第 号
高 齢 者 講 習 終 了 証 明 書
住 所
氏 名
年 月 日生
上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第 <small>(認知機能検査の結果に基づいて行う講習以外の講習)</small> 1項第12号に掲げる講習 <small>(認知機能検査の結果に基づいて行う講習)</small> を 終了した者であることを証明する。
年 月 日
公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第二十三 (第三十八条の六関係)

免許証保管証 (番号)																			
交付日時		平成 年 月 日 午 前 時 分 後																	
交付者の所属、階級及び氏名		(印)																	
氏名	生年月日	年 月 日生 ( 歳)			職業	出 頭													
	本 籍					日時	場 所												
	住 所																		
	免許証	第 号		平成 年 月 日 公安委員会交付															
有効期限 平成 年 月 日																			
免許の種類 第一種免許 第二種免許	二小原	昭和・平成 年 月 日			備考 1 この保管証は、有効期間中は運転免許証とみなされるものですが、必ず携帯していただく必要があります。 2 運転免許証は、あなたが指定された日時及び場所に出頭したときに、この保管証と引換えに返還します。														
	その他	昭和・平成 年 月 日																	
免許の種類	有無	六	中	管	大	官	小	原	特	大	官	小	原	特	大	官	小	原	特
免許の条件																			

備考 1 本籍欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載すること。  
 2 免許の種類欄の略語の意味は、別表第2に定めたとおりとする。  
 3 免許の種類欄の有無の欄には、現に受けている免許の種類を表す略語の上部に「1」を、その他の略語の上部に「0」をそれぞれ記載すること。

別記様式第二十三 (第三十八条の六関係)

免許証保管証 (番号)																			
交付日時		平成 年 月 日 午 前 時 分 後																	
交付者の所属、階級及び氏名		(印)																	
氏名	生年月日	年 月 日生 ( 歳)			職業	出 頭													
	本 籍					日時	場 所												
	住 所																		
	免許証	第 号		平成 年 月 日 公安委員会交付															
有効期限 平成 年 月 日																			
免許の種類 第一種免許 第二種免許	二小原	昭和・平成 年 月 日			備考 1 この保管証は、有効期間中は運転免許証とみなされるものですが、必ず携帯していただく必要があります。 2 運転免許証は、あなたが指定された日時及び場所に出頭したときに、この保管証と引換えに返還します。														
	その他	昭和・平成 年 月 日																	
免許の種類	有無	六	中	管	大	官	小	原	特	大	官	小	原	特	大	官	小	原	特
免許の条件																			

備考 1 本籍欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載すること。  
 2 免許の種類欄の略語の意味は、別表第2に定めたとおりとする。  
 3 免許の種類欄の有無の欄には、現に受けている免許の種類を表す略語の上部に「1」を、その他の略語の上部に「0」をそれぞれ記載すること。

別表第二(第十九条関係)		略語	意	味
[略]	略			
中型	中型自動車免許			
[略]				
準中型	準中型自動車免許			
[略]				
[項を削る。]				
[略]				
大特二	大型特殊自動車第二種免許			
けん引	けん引免許			
けん引二	けん引第二種免許			
けん引・けん引二	けん引免許及びけん引第二種免許			
[略]				
中型車(8t)	中型自動車(車両総重量八、〇〇〇キログラム未満、最大積載量五、〇〇〇キログラム未満及び乗車定員一〇人以下のものに限る。)			
準中型車	準中型自動車			
準中型車(5t)	準中型自動車(車両総重量五、〇〇〇キログラム未満及び最大積載量三、〇〇〇キログラム未満のものに限る。)			
[略]				
A T 車	A T 機構がとられており、クラッチの操作装置を有しない自動車等			
[略]				
補聴器	大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車又は大型特殊自動車を運転中は、聴力を第二十三条第一項の表の聴力の項第一号に定める基準以上に補う補聴器を使用すること。			
特定後写鏡等	準中型自動車又は普通自動車を運転中は、特定後写鏡等を使用すること。			
[略]				

別表第二(第十九条関係)		略語	意	味
[同上]				
中型	中型自動車免許			
[同上]				
[項を加える。]				
[同上]				
けん引	けん引免許			
[同上]				
大特二	大型特殊自動車第二種免許			
[項を加える。]				
けん引二	けん引第二種免許			
[項を加える。]				
[同上]				
中型車(8t)	中型自動車(車両総重量八、〇〇〇キログラム未満、最大積載量五、〇〇〇キログラム未満及び乗車定員一〇人以下のものに限る。)			
[項を加える。]				
[同上]				
A T 車	オートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構がとられており、クラッチの操作装置を有しない自動車等			
[同上]				
補聴器	大型自動車、中型自動車、普通自動車又は大型特殊自動車を運転中は、聴力を第二十三条第一項の表の聴力の項第一号に定める基準以上に補う補聴器を使用すること。			
特定後写鏡	普通自動車を運転中は、特定後写鏡を使用すること。			
[同上]				

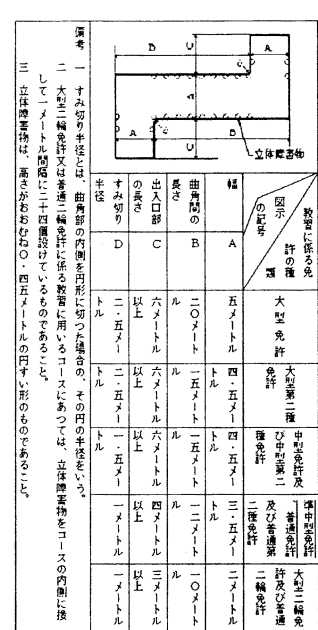
[略]	
[項を削る。]	
[略]	
大特二	大型特殊自動車第二種免許
けん引	けん引免許
けん引二	けん引第二種免許
けん引・けん引二	けん引免許及びけん引第二種免許
[略]	

別表第三(第三十二条関係)

一 コースの種類に関する基準

類	教習に係る免許の種類	基	準
[略]			
中型免許	大型免許の項に規定するコースを有すること。		
準中型免許	大型免許の項に規定するコースを有すること。		
[略]			
備考	[略]		

二 コースの形状及び構造に関する基準

コースの種類	基	準
[略]		
屈折コース	<p>一 教習に係る免許の種類に応じ、次の表に掲げる基準を満たしているものであること。</p>  <p>備考 一 寸み切り手法とは、曲角部の内側を円形に切った場合の、その円の半径をいふ。      二 大型三輪免許又は普通二輪免許に係る教習に用いるコースにあつては、立止降車物をコースの内側に設けて一メートル間隔に二十四個設けているものであること。      三 立止降車物は、高さかおわね〇・四五メートルの円すい形のものであること。</p>	
舗装されていること。		

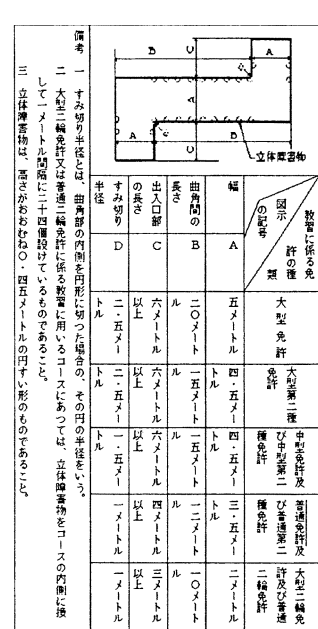
[同上]	
けん引	けん引免許
[同上]	
大特二	大型特殊自動車第二種免許
[項を加える。]	
けん引二	けん引第二種免許
[項を加える。]	
[同上]	

別表第三(第三十二条関係)

一 コースの種類に関する基準

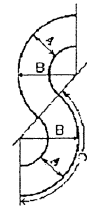
類	教習に係る免許の種類	基	準
[同上]			
中型免許	大型免許の項に規定するコースを有すること。		
[項を加える。]			
[同上]			
備考	[同上]		

二 コースの形状及び構造に関する基準

コースの種類	基	準
[同上]		
屈折コース	<p>一 教習に係る免許の種類に応じ、次の表に掲げる基準を満たしているものであること。</p>  <p>備考 一 寸み切り手法とは、曲角部の内側を円形に切った場合の、その円の半径をいふ。      二 大型三輪免許又は普通二輪免許に係る教習に用いるコースにあつては、立止降車物をコースの内側に設けて一メートル間隔に二十四個設けているものであること。      三 立止降車物は、高さかおわね〇・四五メートルの円すい形のものであること。</p>	
舗装されていること。		

曲線コース

一 教習に係る免許の種類に応じ、次の表に掲げる基準を満たしているものであること。



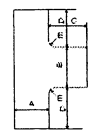
幅	半径	弧の長さ	教習に係る免許の種類	
			許す種類	備考
A	五メートル	二・二五メートル	大型免許及び大型第二種免許	大型二輪免許及び普通免許
B	二・二五メートル	四メートル	中型免許及び中型第二種免許	大型二輪免許及び普通免許
C	四メートル	四メートル	大型免許	大型二輪免許

備考 半径は、図示のCを四周の一部とする円の半径をいい、弧の長さは、その円の四周の八分の三の長さとす。

二 舗装されていること。

方向変換コース

一 教習に係る免許の種類に応じ、次の表に掲げる基準を満たしているものであること。



幅	出入口部の長さ	出入口部のすみ切り	教習に係る免許の種類	
			許す種類	備考
A	六メートル	〇メートル	大型免許	大型二輪免許及び普通免許
B	五メートル	〇メートル	大型第二種免許	大型二輪免許及び普通免許
C	五メートル	〇メートル	中型免許及び中型第二種免許	大型二輪免許及び普通免許
D	五メートル	〇メートル	大型免許	大型二輪免許
E	五メートル	〇メートル	大型免許	大型二輪免許

備考 一 すみ切り半径は、曲脚部を四角形にした場合の、その円の半径をいい、二 図の上側及び下側のいずれの出入口部からも進入することができるものであること。ただし、上側の出入口部からだけ進入することができるコースを、側側の出入口部からだけ進入することができるコースの双方を掲げることにし、これに代えることができる。三 大型免許に係る教習に用いるコースにあつては、図示のAを五メートルとするところがある。この場合において、図示のEは、四・〇メートルとする。

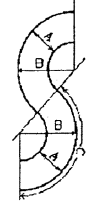
二 舗装されていること。

[略]

備考 [略]

曲線コース

一 教習に係る免許の種類に応じ、次の表に掲げる基準を満たしているものであること。



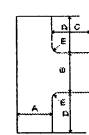
幅	半径	弧の長さ	教習に係る免許の種類	
			許す種類	備考
A	五メートル	二・二五メートル	大型免許及び大型第二種免許	大型二輪免許及び普通免許
B	二・二五メートル	四メートル	中型免許及び中型第二種免許	大型二輪免許及び普通免許
C	四メートル	四メートル	大型免許	大型二輪免許

備考 半径は、図示のCを四周の一部とする円の半径をいい、弧の長さは、その円の四周の八分の三の長さとす。

二 舗装されていること。

方向変換コース

一 教習に係る免許の種類に応じ、次の表に掲げる基準を満たしているものであること。



幅	出入口部の長さ	出入口部のすみ切り	教習に係る免許の種類	
			許す種類	備考
A	六メートル	〇メートル	大型免許	大型二輪免許及び普通免許
B	五メートル	〇メートル	大型第二種免許	大型二輪免許及び普通免許
C	五メートル	〇メートル	中型免許及び中型第二種免許	大型二輪免許及び普通免許
D	五メートル	〇メートル	大型免許	大型二輪免許
E	五メートル	〇メートル	大型免許	大型二輪免許

備考 一 すみ切り半径は、曲脚部を四角形にした場合の、その円の半径をいい、二 図の上側及び下側のいずれの出入口部からも進入することができるものであること。ただし、上側の出入口部からだけ進入することができるコースを、側側の出入口部からだけ進入することができるコースの双方を掲げることにし、これに代えることができる。三 大型免許に係る教習に用いるコースにあつては、図示のAを五メートルとするところがある。この場合において、図示のEは、四・〇メートルとする。

二 舗装されていること。

[同上]

備考 [同上]

普通免許	普通免許	7	8	15
	A T 限定普通免許	11	8	19
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	13	18	31
	カタビラ限定大型特殊免許又はカタビラ限定大型特殊第二種免許	21	18	39
	大型二輪免許又は普通二輪免許	19	18	37
普通第二種免許	普通第二種免許	7	4	11
	A T 限定普通第二種免許	11	4	15
	なし	18	23	41
準中型免許	普通免許	4	9	13
	A T 限定普通免許	8	9	17
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	13	18	31
	カタビラ限定大型特殊免許又はカタビラ限定大型特殊第二種免許	18	23	41
	大型二輪免許又は普通二輪免許	16	23	39
	普通第二種免許	4	5	9
A T 限定普通第二種免許	A T 限定普通第二種免許	8	5	13
	なし	15	19	34
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	11	15	26
普通免許 (A T 限定普通免許を除く。)	カタビラ限定大型特殊免許又はカタビラ限定大型特殊第二種免許	15	19	34
	大型二輪免許又は普通二輪免許	13	18	32
	なし	12	19	31
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	8	15	23
A T 限定普通免許	カタビラ限定大型特殊免許又はカタビラ限定大型特殊第二種免許	12	19	31
	大型二輪免許又は普通二輪免許	10	19	29
	なし	6	6	12
大型特殊免許 (カタビラ限定大型特殊免許を除く。)	大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許	3	3	6
	大型二輪免許又は普通二輪免許	5	5	10
カタビラ限定大型特殊免許	なし	10	10	10
	大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許	5	5	10

別表第四 (第三十三条関係)

一 技能教習の教習時間の基準

教習に係る免許の種類	現に受けている免許の有無及び種類	教習時間 (時限数)			
		基本操作及び基本走行	応用走行	計	
大型免許	なし	28	27	53	
	中型免許	なし	5	9	14
		中型車 (8 t) 限定中型免許	8	12	20
		A T 中型車 (8 t) 限定中型免許	12	12	24
	準中型免許	なし	10	13	23
		準中型車 (5 t) 限定準中型免許	11	15	26
		A T 準中型車 (5 t) 限定準中型免許	15	15	30
	普通免許	なし	12	18	30
		A T 限定普通免許	16	18	34
		大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	18	27	45
	大型二輪免許又は普通二輪免許 中型第二種免許	カタビラ限定大型特殊免許又はカタビラ限定大型特殊第二種免許	28	27	53
		大型二輪免許又は普通二輪免許	24	27	51
		中型第二種免許	5	9	14
中型車 (8 t) 限定中型第二種免許		8	12	20	
A T 中型車 (8 t) 限定中型第二種免許		12	12	24	
準中型車 (5 t) 限定中型第二種免許		12	14	26	
A T 準中型車 (5 t) 限定中型第二種免許		16	14	30	
普通第二種免許		12	14	26	
A T 限定普通第二種免許		16	14	30	
なし		21	18	39	
準中型免許	なし	5	4	9	
	準中型車 (5 t) 限定準中型免許	5	6	11	
	A T 準中型車 (5 t) 限定準中型免許	9	6	15	

普通免許 (A T 限定普通免許を除く。)	カタビラ限定大型特殊免許又はカタビラ限定大型特殊第二種免許	15	19	34
	大型二輪免許	13	18	32
	普通二輪免許	13	18	32
A T 限定普通免許	なし	12	19	31
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	8	15	23
	カタビラ限定大型特殊免許又はカタビラ限定大型特殊第二種免許	12	19	31
	大型二輪免許	10	19	29
普通二輪免許	普通二輪免許	10	19	29
	なし	6	6	12
大型特殊免許 (カタビラ限定大型特殊免許を除く。)	大型免許	3	3	6
	中型免許	3	3	6
	普通免許	3	3	6
	大型二輪免許	5	5	10
	普通二輪免許	5	5	10
	大型第二種免許	3	3	6
	中型第二種免許	3	3	6
	普通第二種免許	3	3	6
カタビラ限定大型特殊免許	なし	10	10	10
	大型免許	5	5	10
	中型免許	5	5	10
	普通免許	5	5	10
	大型二輪免許	8	8	16
	普通二輪免許	8	8	16
	大型第二種免許	5	5	10
	中型第二種免許	5	5	10
大型二輪免許 (A T 限定大型二輪免許を除く。)	なし	16	20	36
	大型免許	14	17	31
	中型免許	14	17	31
	普通免許	14	17	31
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	14	17	31
	カタビラ限定大型特殊免許又はカタビラ限定大型特殊第二種免許	18	20	38

別表第四 (第三十三条関係)

一 技能教習の教習時間の基準

教習に係る免許の種類	現に受けている免許の有無及び種類	教習時間 (時限数)			
		基本操作及び基本走行	応用走行	計	
大型免許	なし	28	27	53	
	中型免許	なし	5	9	14
		中型車 (8 t) 限定中型免許	8	12	20
		A T 中型車 (8 t) 限定中型免許	12	12	24
	普通免許	なし	12	18	30
		A T 限定普通免許	16	18	34
		大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	18	27	45
	大型二輪免許又は普通二輪免許 中型第二種免許	カタビラ限定大型特殊免許又はカタビラ限定大型特殊第二種免許	28	27	53
		大型二輪免許	24	27	51
		普通二輪免許	24	27	51
		中型第二種免許	5	9	14
		中型車 (8 t) 限定中型第二種免許	8	12	20
		A T 中型車 (8 t) 限定中型第二種免許	12	12	24
普通第二種免許		12	14	26	
A T 限定普通第二種免許		16	14	30	
なし		21	18	39	
普通免許 (A T 限定普通免許を除く。)		なし	7	8	15
	A T 限定普通免許	11	8	19	
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	13	18	31	
	カタビラ限定大型特殊免許又はカタビラ限定大型特殊第二種免許	21	18	39	
	大型二輪免許	19	18	37	
	普通二輪免許	19	18	37	
普通二種免許	普通二種免許	7	4	11	
	A T 限定普通第二種免許	11	4	15	
普通免許 (A T 限定普通免許を除く。)	なし	15	19	34	
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	11	15	26	

を除外する)				
A T限定普通二輪免許	なし	5	10	15
	大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許	5	8	13
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	5	8	13
	カタビラ限定大型特殊免許又はカタビラ限定大型特殊第二種免許	5	10	15
小型限定普通二輪免許	なし	6	8	12
	大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許	5	5	10
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	5	5	10
	カタビラ限定大型特殊免許又はカタビラ限定大型特殊第二種免許	6	6	12
A T小型限定普通二輪免許	なし	3	6	9
	大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許	3	5	8
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	3	5	8
	カタビラ限定大型特殊免許又はカタビラ限定大型特殊第二種免許	3	6	9
牽引免許	大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型特殊免許、大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許又は大型特殊第二種免許	5	7	12
大型第二種免許	大型免許	8	10	18
	マイクロバス限定大型免許	10	14	24
	中型免許	10	14	24
	中型車(8t)限定中型免許	12	17	28
	A T中型車(8t)限定中型免許	16	17	33
	準中型免許	13	17	30
	準中型車(5t)限定準中型免許	15	19	34
	A T準中型車(5t)限定準中型免許	19	18	38
	普通免許	15	19	34

許	大型二輪免許又は普通二輪免許	8	8		
大型二輪免許 (A T限定大型二輪免許を除く。)	なし	18	20	36	
	大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許	14	17	31	
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	14	17	31	
	カタビラ限定大型特殊免許又はカタビラ限定大型特殊第二種免許	16	20	36	
	普通二輪免許	5	7	12	
	A T限定普通二輪免許(A T小型限定普通二輪免許を除く。以下この表において同じ。)	9	7	16	
	小型限定普通二輪免許(A T小型限定普通二輪免許を除く。以下この表において同じ。)	9	11	20	
	A T小型限定普通二輪免許	13	11	24	
	A T限定大型二輪免許	なし	9	20	29
		大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許	7	17	24
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	7	17	24	
	カタビラ限定大型特殊免許又はカタビラ限定大型特殊第二種免許	9	20	29	
	普通二輪免許	3	6	9	
	A T限定普通二輪免許	4	6	10	
	小型限定普通二輪免許	6	11	17	
	A T小型限定普通二輪免許	7	11	18	
普通二輪免許	なし	9	10	19	
(A T限定普通二輪免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を除く。)	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	9	8	17	
小型限定普通二輪免許及びA T小型限定普通二輪免許	カタビラ限定大型特殊免許又はカタビラ限定大型特殊第二種免許	9	10	19	

A T限定普通二輪免許	なし	5	10	15
	大型免許	5	8	13
	中型免許	5	8	13
	普通免許	5	8	13
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	5	8	13
	カタビラ限定大型特殊免許又はカタビラ限定大型特殊第二種免許	5	10	15
小型限定普通二輪免許	なし	6	8	12
	大型免許	5	5	10
	中型免許	5	5	10
	普通免許	5	5	10
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	5	5	10
	カタビラ限定大型特殊免許又はカタビラ限定大型特殊第二種免許	6	6	12
A T小型限定普通二輪免許	なし	3	6	9
	大型免許	3	5	8
	中型免許	3	5	8
	普通免許	3	5	8
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	3	5	8
	カタビラ限定大型特殊免許又はカタビラ限定大型特殊第二種免許	3	6	9
牽引免許	大型免許	5	7	12
	中型免許	5	7	12
	普通免許	5	7	12
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	5	7	12
	大型第二種免許	5	7	12

A T限定大型二輪免許	普通二輪免許	5	7	12
	A T限定普通二輪免許(A T小型限定普通二輪免許を除く。以下この表において同じ。)	9	7	16
	小型限定普通二輪免許(A T小型限定普通二輪免許を除く。以下この表において同じ。)	9	11	20
	A T小型限定普通二輪免許	13	11	24
	大型第二種免許	14	17	31
	中型第二種免許	14	17	31
	普通第二種免許	14	17	31
	なし	9	20	29
	大型免許	7	17	24
	中型免許	7	17	24
普通二輪免許 (A T限定普通二輪免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許を除く。)	普通免許	7	17	24
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	7	17	24
	カタビラ限定大型特殊免許又はカタビラ限定大型特殊第二種免許	9	20	29
	普通二輪免許	3	6	9
	A T限定普通二輪免許	4	6	10
	小型限定普通二輪免許	6	11	17
	A T小型限定普通二輪免許	7	11	18
	大型第二種免許	7	17	24
	中型第二種免許	7	17	24
	普通第二種免許	7	17	24
小型限定普通二輪免許及びA T小型限定普通二輪免許	なし	9	10	19
	大型免許	9	8	17
	中型免許	9	8	17
	普通免許	9	8	17
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	9	8	17
	カタビラ限定大型特殊免許又はカタビラ限定大型特殊第二種免許	9	10	19
	大型第二種免許	9	8	17
	中型第二種免許	9	8	17
	普通第二種免許	9	8	17





許又は準中型免許を受け、かつ、中型第二種免許（準中型車（5t）限定中型第二種免許を除く。）を受けている者、AT準中型車（8t）限定中型免許又は準中型車（5t）限定準中型免許を受け、かつ、準中型車（5t）限定中型第二種免許（AT準中型車（5t）限定中型第二種免許を除く。）を受けている者及びAT準中型車（5t）限定準中型免許を受け、かつ、AT準中型車（5t）限定中型第二種免許又は普通第二種免許（AT限定普通第二種免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する大型第二種免許に係る教習の教習時間については、大型免許、中型免許又は準中型免許を受けている者について規定する応用走行の時間数から、現に受けている当該免許の種類に応じ、それぞれ5時間減じた時間数とする。

二 学科教習の教習時間の基準

教習に係る免許の種類	現に受けている免許の有無及び種類	教習時間（時間数）		
		学科（一）	学科（二）	計
大型免許	なし	10	16	26
	中型免許、準中型免許（準中型車（5t）限定準中型免許及びAT準中型車（5t）限定準中型免許を除く。）、中型第二種免許又は普通第二種免許	0		0
	準中型車（5t）限定準中型免許、AT準中型車（5t）限定準中型免許、普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許	0	1	1
	大型特殊免許、大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許	0	4	4
中型免許	なし	10	16	26
	準中型免許（準中型車（5t）限定準中型免許及びAT準中型車（5t）限定準中型免許を除く。）又は普通第二種免許	0		0
	準中型車（5t）限定準中型免許、AT準中型車（5t）限定準中型免許、普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許	0	1	1
	大型特殊免許、大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許	0	4	4
準中型免許	なし	10	17	27
	普通免許	0	1	1
	大型特殊免許、大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許	0	5	5

- この表において、準中型車（5t）限定準中型免許とは、運転することができる準中型自動車（準中型車）を車両総重量5,000キログラム未満及び最大積載量3,000キログラム未満の準中型自動車に限る準中型免許をいう。
- この表において、AT準中型車（5t）限定準中型免許とは、運転することができる準中型自動車及び普通自動車を、AT機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない車両総重量5,000キログラム未満及び最大積載量3,000キログラム未満の準中型自動車並びにAT機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動車に限る準中型免許をいう。
- この表において、準中型車（5t）限定中型第二種免許とは、運転することができる準中型自動車（準中型車）を車両総重量5,000キログラム未満及び最大積載量3,000キログラム未満の準中型自動車に限る中型第二種免許をいう。
- この表において、AT準中型車（5t）限定中型第二種免許とは、運転することができる準中型自動車（準中型車）を車両総重量5,000キログラム未満及び最大積載量3,000キログラム未満の準中型自動車及び普通自動車を、AT機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない車両総重量5,000キログラム未満及び最大積載量3,000キログラム未満の準中型自動車並びにAT機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動車に限る中型第二種免許をいう。
- この表において、AT限定普通免許又はAT限定普通第二種免許とは、それぞれ運転することができる普通自動車をAT機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動車に限る普通免許又は普通第二種免許をいう。
- この表において、カタピラ限定大型特殊免許又はカタピラ限定大型特殊第二種免許とは、それぞれ運転することができる大型特殊自動車をカタピラを有する大型特殊自動車に限る大型特殊免許又は大型特殊第二種免許をいう。
- この表において、AT限定普通二輪免許とは、運転することができる普通自動二輪車をAT機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動二輪車に限る普通二輪免許をいう。
- この表において、AT小型限定普通二輪免許とは、運転することができる普通自動二輪車をAT機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない小型二輪車に限る普通二輪免許をいう。
- この表において、マイクロバス限定大型免許とは、運転することができる大型自動車を乗車定員11人以上28人以下の大型乗用自動車に限る大型免許をいう。
- 教習を受けようとする者が現に2以上の免許を受けている場合には、そのそれぞれについて規定する教習時間の時間数のうち最も短いものをその者の教習時間の時間数とする。ただし、大型免許、中型免許又は準中型免許を受け、かつ、中型第二種免許又は普通第二種免許のいずれかを受けている者（マイクロバス限定大型免許、中型免許

普通免許	大型二輪免許	0	1	1
	普通二輪免許	0	1	1
	普通第二種免許	0		0
	大型特殊第二種免許	0	4	4
	牽引第二種免許	0	4	4
	なし	10	16	26
	大型特殊免許	0	5	5
大型特殊免許	なし	10	12	22
	カタピラ限定大型特殊免許に係る教習の場合	22		22
	大型免許	0	0	0
	中型免許	0	0	0
	普通免許	0	0	0
	大型二輪免許	0	0	0
	普通二輪免許	0	0	0
大型二輪免許	なし	10	16	26
	大型免許	0	1	1
	中型免許	0	1	1
	普通免許	0	1	1
	大型特殊免許	0	4	4
	普通二輪免許	0	0	0
	大型第二種免許	0	1	1
	中型第二種免許	0	1	1
	普通第二種免許	0	1	1
	大型特殊第二種免許	0	4	4
	牽引第二種免許	0	4	4
普通二輪免許	なし	10	16	26

- この表において、AT限定普通二輪免許とは、運転することができる普通自動二輪車をオートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構が採られておりクラッチの操作装置を有しない普通自動二輪車に限る普通二輪免許をいう。
- この表において、AT小型限定普通二輪免許とは、運転することができる普通自動二輪車をオートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構が採られておりクラッチの操作装置を有しない小型二輪車に限る普通二輪免許をいう。
- この表において、マイクロバス限定大型免許とは、運転することができる大型自動車を乗車定員11人以上28人以下の大型乗用自動車に限る大型免許をいう。
- 教習を受けようとする者が現に2以上の免許を受けている場合には、そのそれぞれについて規定する教習時間の時間数のうち最も短いものをその者の教習時間の時間数とする。ただし、大型免許又は中型免許を受け、かつ、中型第二種免許又は普通第二種免許のいずれかを受けている者（マイクロバス限定大型免許又は中型免許を受け、かつ、中型第二種免許を受けている者を除く。）に対する大型第二種免許に係る教習の教習時間については、大型免許又は中型免許を受けている者について規定する応用走行の時間数から、現に受けている当該免許の種類に応じ、それぞれ5時間減じた時間数とする。

二 学科教習の教習時間の基準

教習に係る免許の種類	現に受けている免許の有無及び種類	教習時間（時間数）		
		学科（一）	学科（二）	計
大型免許	なし	10	16	26
	中型免許	0		0
	普通免許	0	1	1
	大型特殊免許	0	4	4
	大型二輪免許	0	1	1
	普通二輪免許	0	1	1
	中型第二種免許	0		0
	普通第二種免許	0		0
	大型特殊第二種免許	0	4	4
	牽引第二種免許	0	4	4
中型免許	なし	10	16	26
	普通免許	0	1	1
	大型特殊免許	0	4	4

備考 表中「」の記載は注記である。

許	大型特殊免許	7	13	20
	普通第二種免許	0	0	0
	大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許	1	8	9
普通第二種免許	大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許	7	12	19
	大型特殊免許	7	13	20
	大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許	1	8	9

備考 1 この表において、教習時間は、1教習時間につき50分とする。  
 2 この表において、なしとは、教習に係る免許の種類に応じ現に受けている免許の有無及び種類の項に掲げる免許のいずれをも現に受けていないことをいう。  
 3 学科(一)は、応用走行を行うために必要な知識の教習とし、学科(二)は、自動車の運転に必要な知識の教習のうち学科(一)の内容を除いたものについての教習とする。  
 4 教習を受けようとする者が現に2以上の免許を受けている場合には、そのそれぞれについて規定する教習時間の時限数のうち最も短いものをその者の教習時間の時限数とする。ただし、大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許のいずれかを受け、かつ、大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許のいずれかを受けている者に対する大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る教習の教習時間については、大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許の別に応じ、現に当該免許を受けている者について規定する学科(二)の時限数からそれぞれ1時限を減じた時限数とする。  
 5 大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許若しくは普通二輪免許に係る学科(二)(現に普通自動車又は普通自動二輪車を運転することができる免許を受けている場合を除く。)又は大型第二種免許、中型第二種免許若しくは普通第二種免許に係る学科(二)(大型第二種免許又は中型第二種免許に係る教習にあつては、それぞれ現に中型第二種免許若しくは普通第二種免許又は普通第二種免許を受けている場合を除く。)においては、応急教護処置教習をそれぞれ3時限又は6時限行うものとする。  
 6 5の規定にかかわらず、令第三十三条の六第一項第二号二又はホに該当する者に対しては、応急教護処置教習を行わないものとする。この場合において、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許若しくは普通二輪免許に係る学科(二)の教習時間又は大型第二種免許、中型第二種免許若しくは普通第二種免許に係る学科(二)の教習時間は、この表に規定する時限数からそれぞれ3時限又は6時限を減じた時限数とする。

普通免許	種免許	0	3	3
	大型二輪免許又は普通二輪免許	0	3	3
	普通第二種免許	0	0	0
大型特殊免許	なし	10	16	26
	大型特殊免許、大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許	0	5	5
	大型二輪免許又は普通二輪免許	0	2	2
大型二輪免許	なし	10	12	22
	カタビラ限定大型特殊免許に係る教習の場合	22		22
	大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許、大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許又は牽引第二種免許	0		0
普通二輪免許	なし	10	16	26
	大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許	0	1	1
	大型特殊免許、大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許	0	4	4
牽引免許	なし	0	0	0
	大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型特殊免許、大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許又は大型特殊第二種免許	0		0
	大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許若しくは普通二輪免許に係る学科(二)の教習時間又は大型第二種免許、中型第二種免許若しくは普通第二種免許に係る学科(二)の教習時間は、この表に規定する時限数からそれぞれ3時限又は6時限を減じた時限数とする。	7	12	19
大型第二種免許	大型特殊免許	7	13	20
	中型第二種免許又は普通第二種免許	0	0	0
	大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許	1	8	9
中型第二種免許	大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許	7	12	19

許	大型特殊免許	7	13	20
	大型特殊第二種免許	1	8	9
	牽引第二種免許	1	8	9

備考 1 この表において、教習時間は、1教習時間につき50分とする。  
 2 この表において、なしとは、教習に係る免許の種類に応じ現に受けている免許の有無及び種類の項に掲げる免許のいずれをも現に受けていないことをいう。  
 3 学科(一)は、応用走行を行うために必要な知識の教習とし、学科(二)は、自動車の運転に必要な知識の教習のうち学科(一)の内容を除いたものについての教習とする。  
 4 教習を受けようとする者が現に2以上の免許を受けている場合には、そのそれぞれについて規定する教習時間の時限数のうち最も短いものをその者の教習時間の時限数とする。ただし、大型免許、中型免許又は普通免許のいずれかを受け、かつ、大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許のいずれかを受けている者に対する大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る教習の教習時間については、大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許の別に応じ、現に当該免許を受けている者について規定する学科(二)の時限数からそれぞれ1時限を減じた時限数とする。  
 5 大型免許、中型免許、普通免許、大型二輪免許若しくは普通二輪免許に係る学科(二)(現に普通自動車又は普通自動二輪車を運転することができる免許を受けている場合を除く。)又は大型第二種免許、中型第二種免許若しくは普通第二種免許に係る学科(二)(大型第二種免許又は中型第二種免許に係る教習にあつては、それぞれ現に中型第二種免許若しくは普通第二種免許又は普通第二種免許を受けている場合を除く。)においては、応急教護処置教習をそれぞれ3時限又は6時限行うものとする。  
 6 5の規定にかかわらず、令第三十三条の六第一項第二号二又はホに該当する者に対しては、応急教護処置教習を行わないものとする。この場合において、大型免許、中型免許、普通免許、大型二輪免許若しくは普通二輪免許に係る学科(二)の教習時間又は大型第二種免許、中型第二種免許若しくは普通第二種免許に係る学科(二)の教習時間は、この表に規定する時限数からそれぞれ3時限又は6時限を減じた時限数とする。

普通免許	大型免許	0	1	1
	中型免許	0	1	1
	普通免許	0	1	1
大型特殊免許	大型特殊免許	0	4	4
	大型第二種免許	0	1	1
	中型第二種免許	0	1	1
普通第二種免許	普通第二種免許	0	1	1
	大型特殊第二種免許	0	4	4
	牽引第二種免許	0	4	4
牽引免許	大型免許	0	0	0
	中型免許	0	0	0
	普通免許	0	0	0
大型第二種免許	大型特殊免許	0	0	0
	大型第二種免許	0	0	0
	中型第二種免許	0	0	0
普通第二種免許	普通第二種免許	0	0	0
	大型特殊第二種免許	0	0	0
	牽引第二種免許	0	0	0
大型第二種免許	大型免許	7	12	19
	中型免許	7	12	19
	普通免許	7	12	19
中型第二種免許	大型特殊免許	7	13	20
	中型第二種免許	0	0	0
	普通第二種免許	0	0	0
普通第二種免許	大型特殊第二種免許	1	8	9
	牽引第二種免許	1	8	9
	大型免許	7	12	19
牽引免許	中型免許	7	12	19
	普通免許	7	12	19
	大型特殊免許	7	13	20
普通第二種免許	普通第二種免許	0	0	0
	大型特殊第二種免許	1	8	9
	牽引第二種免許	1	8	9
普通第二種免許	大型免許	7	12	19
	中型免許	7	12	19
	普通免許	7	12	19

## 附則

(施行期日)

**第一条** この府令は、道路交通法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十九年三月十二日。以下「改正法施行日」という。）から施行する。（免許等に関する経過措置）

**第二条** 改正法施行日において現に改正前の道路交通法施行規則（以下「旧府令」という。）第十八条の二の三の技能検査において改正法による改正前の道路交通法（以下「旧法」という。）第三条の中型自動車（次条において「旧法中型自動車」という。）又は同条の普通自動車（以下「旧法普通自動車」という。）の運転について旧府令第十八条の二の三第四項の規定により読み替えられた旧府令第二十四条第五項に定める基準に達する成績を得ている者については、それぞれ改正後の道路交通法施行規則（以下「新府令」という。）第十八条の二の三の技能検査において改正法による改正後の道路交通法（以下「新法」という。）第三条の中型自動車（以下「中型自動車」という。）又は同条の普通自動車（以下「普通自動車」という。）の運転について新府令第十八条の二の三第四項の規定により読み替えられた新府令第二十四条第五項に定める基準に達する成績を得た者とみなす。

**第三条** 改正法施行日前に旧法中型自動車又は旧法普通自動車の運転に係る旧府令第十八条の二の三第五項の規定により交付された検査合格証明書は、それぞれ中型自動車又は普通自動車の運転に係る新府令第十八条の二の三第五項の規定により交付された検査合格証明書とみなす。

**第四条** 新法第九十七条第一号に掲げる事項について行う運転免許試験を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する者（改正法附則第二条第二号に規定する限定が解除されていた者を除く。）である場合には、新府令第二十三条の規定の適用については、新法第八十四条第三項の普通自動車免許（以下「普通免許」という。）を受けようとする者とみなす。

一 新法第九十七条の二第一号第三号に規定する特定失効者（次号において「特定失効者」という。）又は同項第五号に規定する特定取消処分者（次号において「特定取消処分者」という。）で、改正法附則第二条の規定により新法第八十四条第三項の準中型自動車免許（以下「準中型免許」という。）とみなされる旧法第八十四条第三項の普通自動車免許（以下「旧法普通免許」という。）を受けていたもの

二 特定失効者又は特定取消処分者で、改正法附則第五条の規定により準中型免許に係る運転免許試験に合格したとみなされて準中型免許を受けていたもの

**第五条** 改正法施行日前に旧法第九十一条の規定により付された条件のうち、旧法普通自動車を運転中は、当該旧法普通自動車の進路と同一の進路及び進路を運転者席の反対側に変更しようとする場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる自動車又は原動機付自転車を運転者席から容易に確認することができることとなる後写鏡を使用すべきこととするものは、新法第三条の準中型自動車（以下「準中型自動車」という。）又は普通自動車を運転中は、当該準中型自動車又は普通自動車の進路と同一の進路及び進路を運転者席の反対側に変更しようとする場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる自動車又は原動機付自転車を運転者席から容易に確認することができることとなる後写鏡を使用すべきこととするものは、新法第三条の準中型自動車（以下「準中型自動車」という。）又は普通自動車を運転中は、当該準中型自動車又は普通自動車の進路と同一の進路及び進路を運転者席の反対側に変更しようとする場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる自動車又は原動機付自転車を運転者席から容易に確認することができることとなる後写鏡その他の装置を使用すべきこととする新法第九十一条の規定により付された条件とみなす。この場合において、新府令別表第二の規定の適用については、同表の特定後写鏡等の項の上欄中「特定後写鏡等」とあるのは、「特定後写鏡」とする。

**第六条** 改正法施行日において現に次の各号に掲げる免許に係る旧府令第二十五条に規定する学科試験（次条において「旧学科試験」という。）に合格している者は、それぞれ当該各号に定める免許に係る新府令第二十五条に規定する学科試験（次条において「学科試験」という。）に合格している者とみなす。

一 旧法第八十四条第三項の中型自動車免許（以下「旧法中型免許」という。） 新法第八十四条第三項の中型自動車免許  
二 旧法普通免許 普通免許

三 旧法第八十四条第四項の中型自動車第二種免許（以下「旧法中型第二種免許」という。） 新法第八十四条第四項の中型自動車第二種免許（附則第十六条において「中型第二種免許」という。）  
四 旧法第八十四条第四項の普通自動車第二種免許（以下「旧法普通第二種免許」という。） 新法第八十四条第四項の普通自動車第二種免許（附則第十六条において「普通第二種免許」という。）

**第七条** 改正法施行日前に旧法中型免許、旧法普通免許、旧法中型第二種免許又は旧法普通第二種免許に係る旧学科試験について旧府令第二十八条の規定により交付された運転免許試験成績証明書は、前条各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める免許に係る学科試験について新府令第二十八条の規定により交付された運転免許試験成績証明書とみなす。

**第八条** 改正法附則第二条の規定により準中型免許とみなされる旧法普通免許を受けている者（同条第二号に規定する限定が解除された者を除く。）及び改正法附則第五条の規定により準中型免許に係る運転免許試験に合格したとみなされて準中型免許を受けている者（同法附則第二条第二号に規定する限定が解除された者を除く。）は、新府令第二十八条の二の適用については、普通免許を受けている者とみなす。この場合において、同条中「免許自動車等（法第七十一条の五第二項の免許自動車等をいう。以下同じ。）」とあるのは、「道路交通法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十号）の規定による改正前の道路交通法（以下「旧法」という。）の規定による普通自動車に相当する自動車」と、「おいて免許自動車等を」とあるのは、「おいて旧法の規定による普通自動車に相当する自動車を」とする。

**第九条** 新法第一百条第五項、第一百一条の二第三項、第一百一条の二の二第五項又は第一百二条第五項に規定する適性検査を受けようとする者が、新法第九十一条の規定により運転することができる準中型自動車（以下「準中型自動車」という。）に相当するものに限定されている準中型免許（附則第十六条において「限定準中型免許」という。）を受けている者である場合には、新府令第二十九条第八項、第二十九条の二第六項、第二十九条の二の二第三項又は第二十九条の三第四項において読み替えて準用する新府令第二十三条第一項の適用については、普通免許を受けている者とみなす。

**第十条** 改正法施行日において現に指定自動車教習所における旧法中型免許、旧法普通免許、旧法中型第二種免許又は旧法普通第二種免許に係る旧府令第三十三号第一項に規定する教習（次条において「旧教習」という。）を受けている者は、附則第六号各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める免許に係る新府令第三十三号第一項に規定する教習（次条において「教習」という。）を受けている者とみなす。

**第十一条** 改正法施行日において現に指定自動車教習所における旧法中型免許、旧法普通免許、旧法中型第二種免許若しくは旧法普通第二種免許に係る旧教習又は旧府令第三十三号の基本操作及び基本走行並びに学科（一）を修了している者は、附則第六号各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める免許に係る教習又は新府令第三十三号の基本操作及び基本走行並びに学科（一）を修了した者とみなす。

**第十二条** 改正法施行日において現に旧法中型免許、旧法普通免許、旧法中型第二種免許又は旧法普通第二種免許に係る旧府令第三十四号の技能検定に合格している者は、附則第六号各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める免許に係る新府令第三十四号の技能検定に合格した者とみなす。

**第十三条** 改正法施行日前に旧法中型免許、旧法普通免許、旧法中型第二種免許又は旧法普通第二種免許に係る旧府令第三十四号の二第一項及び第二項の規定により発行された卒業証明書若しくは修了証明書又は同条第三項の規定により行われた証明は、附則第六号各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める免許に係る新府令第三十四号の二第一項及び第二項の規定により発行された卒業証明書若しくは修了証明書又は同条第三項の規定により行われた証明とみなす。

**第十四条** 改正政令附則第六号第四項の規定により読み替えられた改正政令による改正後の道路交通法施行令（以下「新令」という。）第三十二条の三の二第一項の内閣府令で定めるところにより都道府県公安委員会が行う審査は、準中型自動車の緊急用務のための運転に必要な技能について行うものとする。

**第十五条** 改正政令附則第七条の規定により読み替えられた新令第三十五条第三号の内閣府令で定めるところにより算出した数値は、次に掲げる式により算出したものとする。

$$\frac{A+B+C}{D+B+E}$$

（この式において、A、B、C、D及びEは、それぞれ次の数値を表すものとする。）

A 改正法施行日前に新法第九十九条第一項の申請に係る免許の種類に応じ、当該申請の日前六月の間に改正政令附則第七号各号に定める免許に係る教習を修了し、かつ、当該免許につき旧法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を受けた者であつて、旧府令第三十四号の四に規定する成績を得たもの的人数

B 新法第九十九条第一項の申請に係る自動車教習所が、改正法施行日前に当該申請に係る免許の種類に応じ、改正政令附則第七号各号に定める免許に係る指定自動車教習所として指定されたものである場合には、当該申請に係る免許の種類に応じ、当該申請の日前六月の間に改正政令附則第七号各号に定める免許に係る旧府令第三十四号の卒業検定に合格した者の人数

C 改正法施行日以後に新法第九十九条第一項の申請に係る免許に係る教習を修了し、かつ、当該免許につき新法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を受けた者であつて、新府令第三十四号の四に規定する成績を得たもの的人数

D 改正法施行日前に新法第九十九条第一項の申請に係る免許の種類に応じ、当該申請の日前六月の間に改正政令附則第七号各号に定める免許に係る教習を修了し、かつ、当該免許につき旧法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を受けた者の人数

E 改正法施行日以後に新法第九十九条第一項の申請に係る免許に係る教習を修了し、かつ、当該免許につき新法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を受けた者の人数

**第十六条** 新法第七号の七第一項の国外運転免許証の申請者が現に受けている免許の種類が、限定準中型免許又は新法第九十一条の規定により、運転することができず中型自動車がなく、かつ、運転することができず準中型自動車も旧法普通自動車に相当するものに限定されている中型第二種免許である場合には、新府令第三十七号の八の適用については、当該免許は、それぞれ普通免許又は普通第二種免許とみなす。

（高齢者講習に関する経過措置）

**第十七条** 新法第一百一条第一項の更新期間が満了する日（新法第一百一条の二第一項の規定による運転免許証（次条において「免許証」という。）の有効期間の更新の申請をしようとする者にあつては、当該申請をする日）における年齢が七十歳以上の者であつて、当該日が改正法施行日から起算して六月を経過した日以前であるものに対する新法第一百一条の四第一項の規定により行われる講習及び高齢者講習終了証明書の様式については、新府令第三十八号第十二項の規定及び別記様式第二十二の十の七の様式にかかわらず、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる講習に係る講習手数料については、新令第四十三号第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（様式に関する経過措置）

**第十八条** 改正法施行日前に交付された免許証、免許証保管証、高齢者講習終了証明書及び免許証保管証の様式については、新府令別記様式第十四、別記様式第十九の三の六、別記様式第二十二の十の七及び別記様式第二十三の様式にかかわらず、なお従前の例による。

（道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令の一部改正）

**第十九条** 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成十八年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

附則第四項第一号中「で」を「又は道路交通法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十号）による改正後の道路交通法第九十七条の二第一項第五号に規定する特定取消処分者（次号において「特定取消処分者」という。）で」に改め、同項第二号中「特定失効者」の下に「又は特定取消処分者」を加える。